

第2期菊陽町 男女共同参画計画

令和2年3月
熊本県菊陽町

はじめに

平成 24（2012）年 1 月に「菊陽町男女共同参画都市」を宣言し、その中で、「男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち」「社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画できるまち」「家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、ともに幸せを実現できるまち」をつくることを掲げました。

さらに平成 28（2016）年 3 月には「菊陽町男女共同参画推進条例」を制定し、性別により差別されないこと、男女が対等な立場で地域の政策や方針の立案に参加する機会が確保されること、男女が妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重されること等を理念とし、男女共同参画社会を実現するためのまちづくりを進めているところです。

また、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」では、女性活躍推進法にも見られるように、女性の活躍を推進していくとともに、男性中心型労働慣行の変革や、職場、地域、家庭等のあらゆる分野における施策の充実が図られています。

今後、生物学的性差、社会的性差（ジェンダー）、といった性別だけでなく、一人ひとりの性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことが必要と考えます。

今回このような国の動向や社会情勢の変化、住民意識調査などを踏まえ、「第 2 期菊陽町男女共同参画計画」を策定しました。計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間で、「一人ひとりの違いを認め合い パートナーシップで未来を創るまちきくよう」を基本理念とし、この実現に向けて、まちづくりを進めて参りたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位、さらには、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

菊陽町長 後 藤 三 雄



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	3
1 男女共同参画を取り巻く動向	3
2 統計データからみる本町の現状	7
3 住民アンケート調査結果からみる現状	11
4 本町における男女共同参画を取り巻く課題のまとめ	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22
3 計画の体系	24
第4章 施策の展開	25
基本目標1 対等のパートナーという意識の醸成	25
基本目標2 誰もが社会に参画できる環境整備	30
基本目標3 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり	39
基本目標4 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶	44
計画を進捗管理する指標	50
第5章 計画の推進体制	52
1 庁内推進体制	52
2 町民・企業・地域団体等との連携、協働	52
3 国・県・近隣自治体等との連携	52
資料編	53
■男女共同参画社会基本法	54
■熊本県男女共同参画推進条例	56
■菊陽町男女共同参画推進条例	58
■その他資料	60
■菊陽町男女共同参画審議会名簿	69

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

この考えに基づき、互いを尊重し、思いやりの心をもち、性別等にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会をめざすことが私たちに求められています。

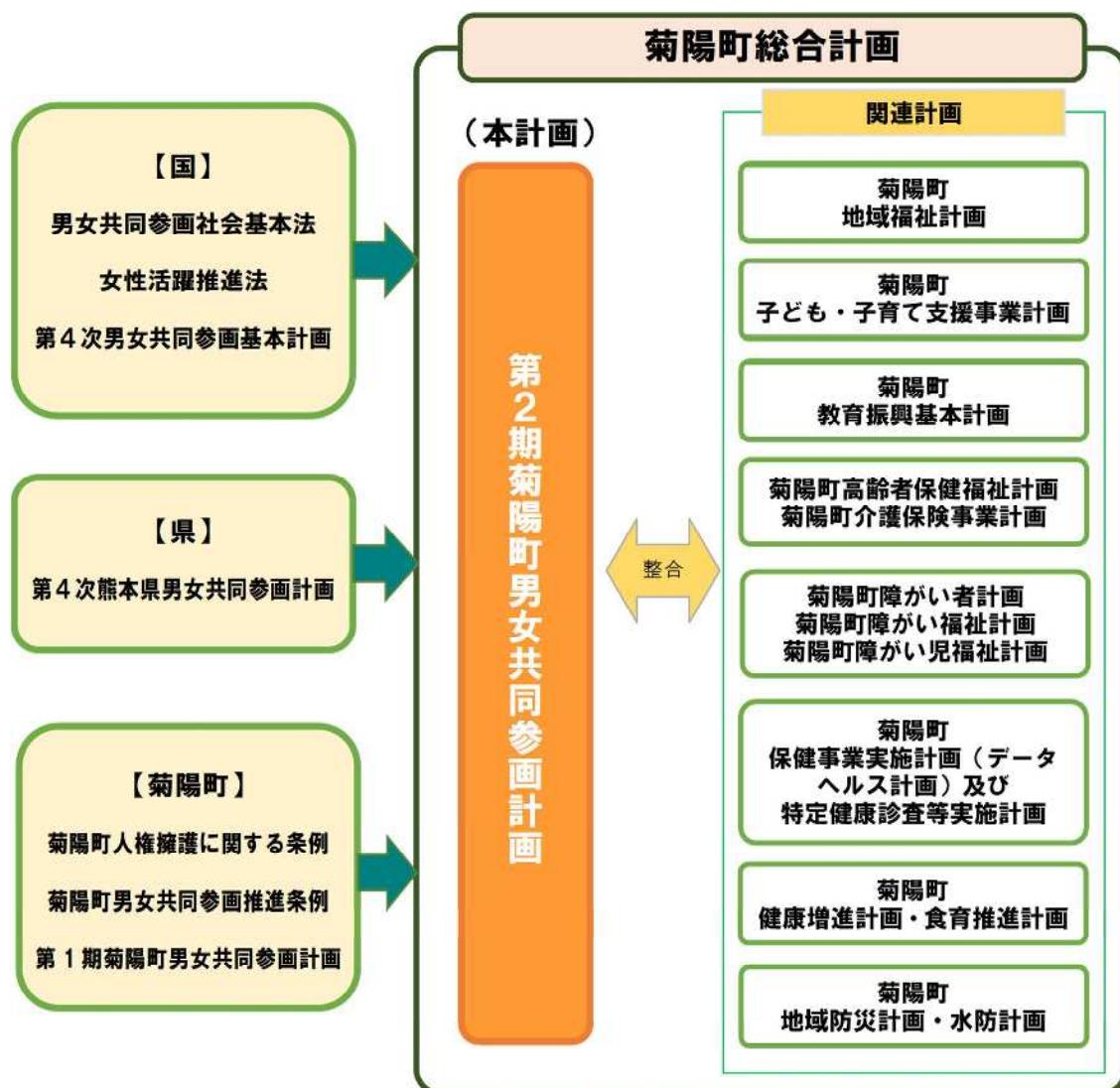
わが国では、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀の日本の社会にとって最重要課題として位置づけられました。しかし、20年が経過した今もなお、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況であり、さらに人口減少社会の到来、ライフスタイルの変化、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展等、社会情勢は変化しつづけています。

菊陽町においても、地域で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きるために男女共同参画社会の実現は極めて重要な課題となっています。そこで、上記のような社会環境の変化を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成をさらに促進するために、「第2期菊陽町男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

●本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられます。そして、本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけられます。

●本計画は、「第1期菊陽町男女共同参画計画」を引き継ぐものであり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次熊本県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第5期菊陽町総合計画」やその他の関連計画との整合を図り策定されています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 男女共同参画を取り巻く動向

(1) 国際的な動向

昭和 50（1975）年に国連が開催した国際婦人年世界会議において、今後 10 年の行動指針を示す「世界行動計画」が採択され、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までの 10 年間を女性の地位向上をめざす「国連婦人の 10 年」と決定しました。

その間、昭和 54（1979）年の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、適当な措置をとることが求められました。

平成 7（1995）年の北京での「第4回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進をめざす「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」には、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき 12 の重大問題領域が定められ、各重大問題領域において「女性に対する暴力」「権力及び意思決定における女性」「女性の人権」等の戦略目標及び行動が定められました。

「第4回世界女性会議」の 10 年目にあたる平成 17（2005）年には、「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

平成 23（2011）年には、国連女性地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研究所（INSTRAW）、国連ジェンダー問題特別顧問事務所（OSAGI）、国連女性開発基金（UNIFEM）という既存のジェンダー平等に関連する 4 機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

同年に国連人権理事会において、個人の性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」が表明されるなど、多様な性（LGBT 等）に関する国際的な取り組みも推進されました。

平成 27（2015）年に開催された「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）では、「北京宣言」及び「行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、具体的な行動をとることが表明されました。

また、同年 9 月には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の 1 つに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されました。さらに、すべての目標とターゲットにおける進展において、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化が不可欠なものとして位

置づけられました。

平成 30（2018）年 12 月に世界経済フォーラムが発表した世界各国の男女格差を測る指数である「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、わが国は 149 か国中 110 位と、依然として男女の格差が大きいということがわかります。

（2）国内の動向

わが国では、昭和 50（1975）年の国際婦人年を契機に男女平等に関する国内の法律や制度の整備が進められ、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。同条約の批准に向けては「男女雇用機会均等法」の制定等、さまざまな法制度の整備が進めされました。

また、学校教育における家庭科は女子のみの履修とされていましたが、平成 5（1993）年には中学校で、平成 6（1994）年には高等学校で家庭科の男女共修が始まり、教育の面において性別による役割分担意識の見直しが進められました。

平成 11（1999）年には、国、地方公共団体をはじめ国民が男女共同参画社会実現への取り組みの一層の推進を図るため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これを受け、平成 12（2000）年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 17（2005）年には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、12 の重点分野において平成 22（2010）年度末までに実施する具体的な施策が示されました。

平成 19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援の取り組みといった仕事と生活の調和を実現するための施策が社会全体として推進され始めました。

平成 22（2010）年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、社会経済情勢の変化等に対応して 15 の重点分野において平成 27（2015）年度末までに実施する具体的な施策が示されました。

平成 27（2015）年には、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が成立しました。これにより、国や地方公共団体、労働者 301 人以上の大企業においては、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられるなど、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための取り組みが進められました。

また同年、長時間労働を背景とする男女の仕事と生活を取り巻く状況や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、男女共同参画についてのさまざまな課題を解決していくため、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、男女共同参画をわが国における最重要課題として位置づけるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップが不可欠であることが強調されています。

平成 28（2016）年には、SDGs 推進本部が設置され、「SDGs 実施指針」が決定されました。同指針では、SDGs の担い手として女性のエンパワーメントを図り、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが掲げられています。

平成 29（2017）年には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知すること」が盛り込まれました。

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

（3）熊本県の動向

熊本県では、平成 6（1994）年に男女共同参画社会の形成をめざすための指針となる、「ハーモニープランくまもと」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組体制を整えました。平成 13（2001）年には、「熊本県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に取り組むに当たり、県民がいつも心がけなければならない基本理念などを定めています。

熊本県は、平成 26（2014）年に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるためのさまざまな事業を進めています。また、この会議においては、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「男女の固定的性別役割分担意識」、「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の低さ」などに対応し、熊本が変わるために、企業、女性・男性、社会が“変わる”という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成 27（2015）年2月に策定しています。

熊本県は、平成 28（2016）年3月に「第4次熊本県男女共同参画計画」を策定し、計画の重点目標を「男女共同参画の視点に立った意識の改革」「人権の尊重と健康に配慮した社会づくり」「さまざまな分野における男女共同参画の推進」「仕事と生活の調和が図れる環境づくり」「推進体制の充実・連携強化」の5つを掲げています。

（4）本町の動向

本町では、平成 8（1996）年に「菊陽町男女共同参画社会推進懇話会」（以下「推進懇話会」という。）が設置されました。また、平成 14（2002）年には男女共同参画社会づくりを目指す「菊陽町男女共同参画さんさんの会」（以下、「さんさんの会」という。）が発足しました。「推進懇話会」と「さんさんの会」は、共同で「男女共同参画セミナー」を開催するなど、本町の男女共同参画を

推進する中心的な役割を果たしてきました。また、「さんさんの会」では、地域リーダー研修や日本女性会議に参加したり、定期的に「研修会」を開催し、積極的に菊陽町の男女共同参画の推進に取り組んでいます。「推進懇話会」は、「菊陽町男女共同参画審議会」へと改組され、男女共同参画に関する問題や課題などを協議し、様々な取り組みに対する内容や方向性の検討を行っています。

本町は、平成 21（2009）年3月に前計画を策定し、「男女がともに歩むまち」を基本理念に、「男女共同参画のための意識づくり」「男女の人権尊重」「家庭・地域での男女共同参画推進」「就業の場での男女共同参画推進」の4つを基本目標に、男女共同参画を推進してきました。

平成 24（2012）年1月「菊陽町男女共同参画都市宣言」を行い、さらに平成 28（2016）年3月には「菊陽町男女共同参画推進条例」を制定しました。

このような町の流れの中で、本町は「さんさんの会」と共催で「よかつれフェスタ」を開催する等、町民と協働しながら男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っています。

2 統計データからみる本町の現状

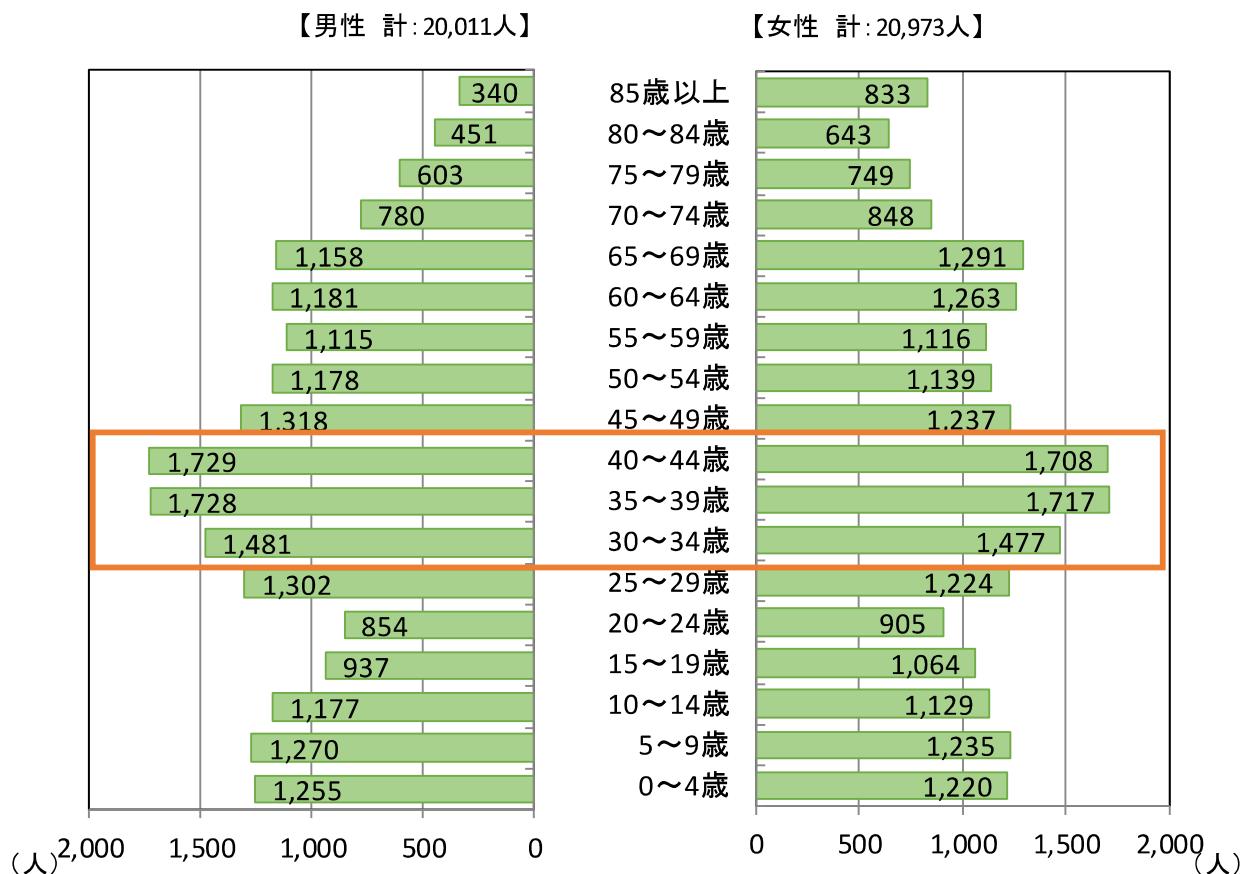
(1) 人口等の状況

① 人口構成（年齢別人口ピラミッド）

本町の詳細な人口構成についてみると、30歳～44歳の子育て世代の人口が多くなっており、その世代の子どもと考えられる14歳以下の人口も多くなっています。また、70歳を超える高齢者は、特に男性において、比較的に少なくなっています。

男性については働く現役世代、女性については子育て世代の人口が多くなっており、これらの世代はこれから本町を担っていく世代であり、仕事と子育て、ワーク・ライフ・バランスといった男女共同参画にまつわるトピックが関係している世代となっています。

■世帯数及び世帯あたり人員の推移



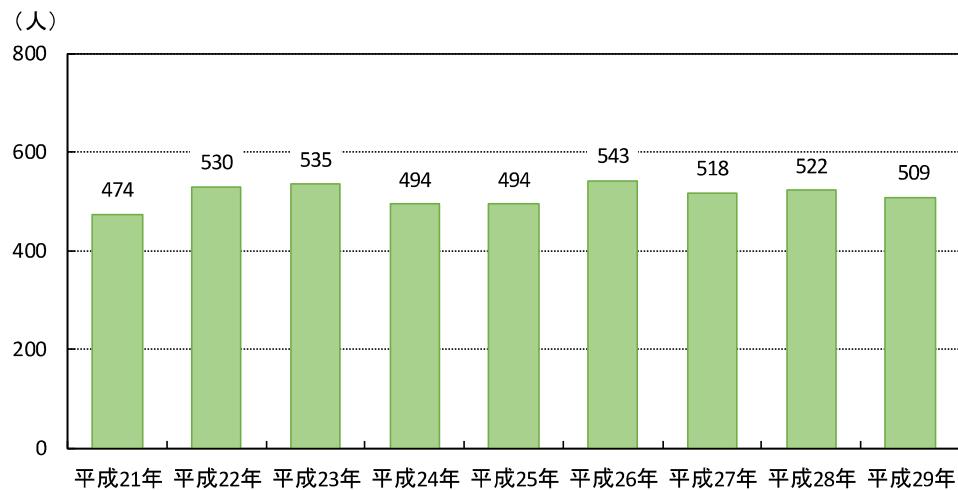
資料：国勢調査（平成 27 年）

(2) 出生に関する状況

① 出生数

出生数は平成21年以降、増減はありますか概ね横ばいの状況です。平成29年では509人となっています。

■出生数の推移

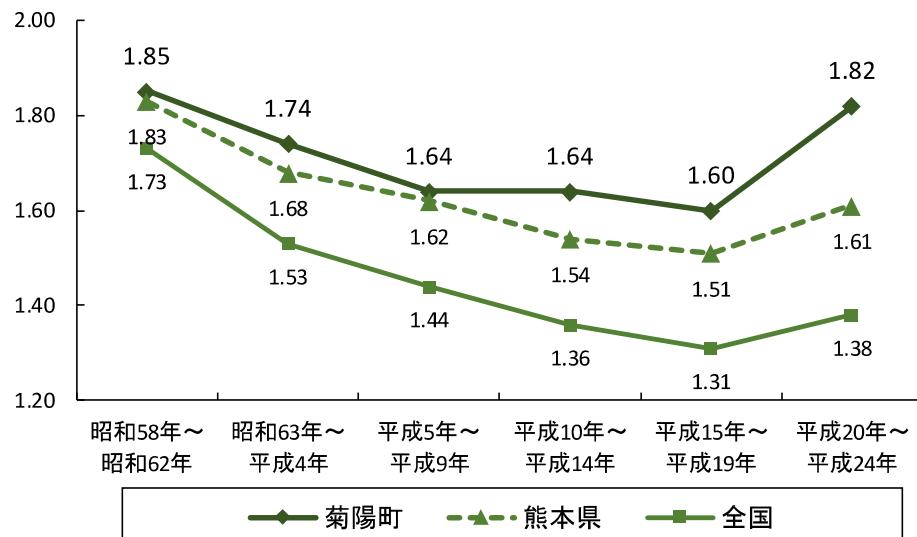


資料：人口動態調査

② 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、昭和58年以降、一貫して全国や県より高くなっています。平成20年～平成24年には、全国平均の1.38、県平均の1.61を大きく上回り1.82となっています。

■合計特殊出生率の推移



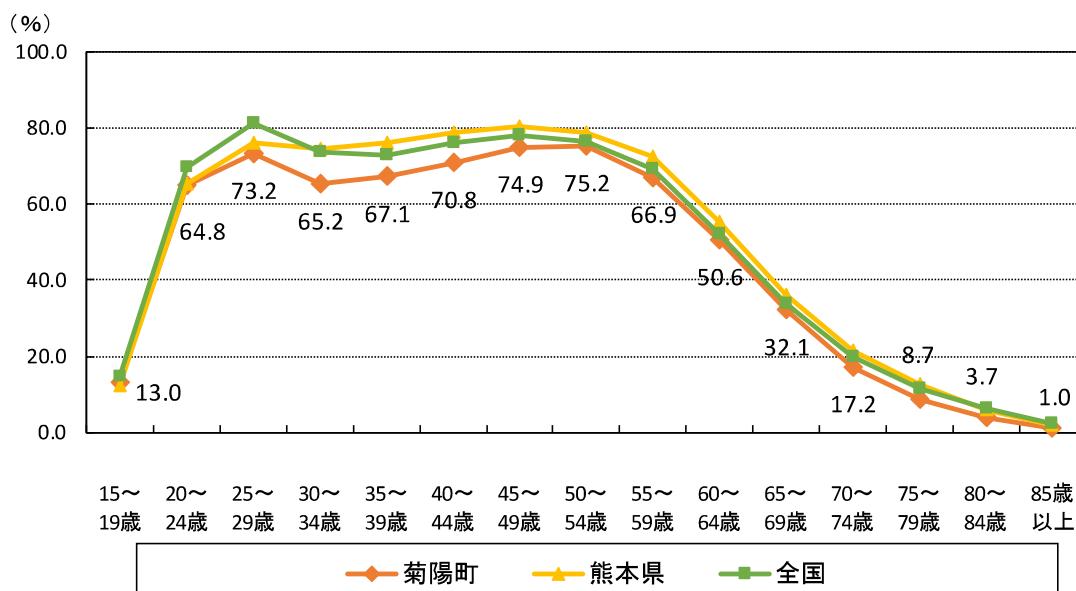
資料：人口動態統計

(3) 就業に関する状況

① 女性の就業率

平成 27 (2015) 年の女性の年齢別就業率は、20 歳以降の全ての年齢で全国や県平均を下回っています。また、30 歳～34 歳にかけて就業率が低下するM字カーブも顕著な状況です。

■女性の年齢別就業率の推移

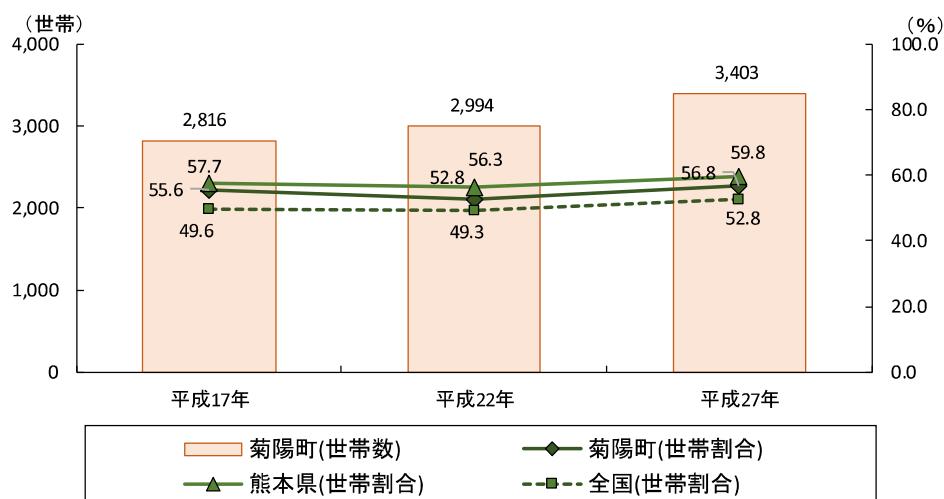


資料：国勢調査（平成 27 年）

② 夫婦共働き世帯の推移（夫婦+子ども世帯）

夫婦と子どもで暮らしており、かつ、共働きの世帯は近年増加傾向であり、平成 22 年から平成 27 年にかけて 409 世帯増加しています。また、夫婦と子どもで暮らす全世帯の中で就労形態が共働きである世帯の割合は、平成 27 年で 56.8% となっています。

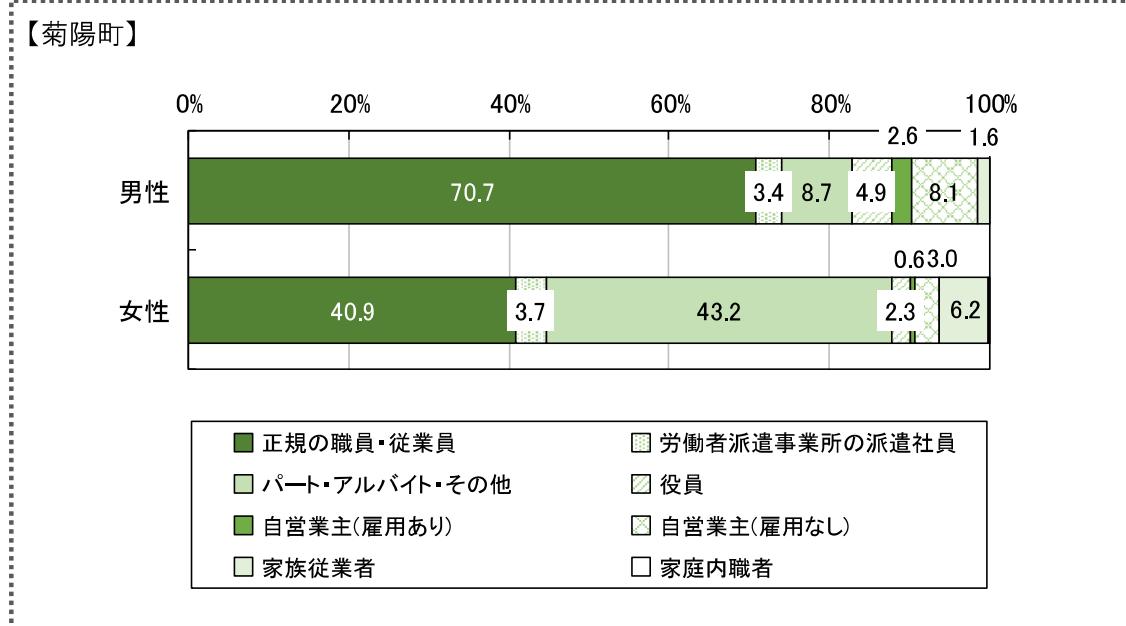
■夫婦共働き世帯の推移



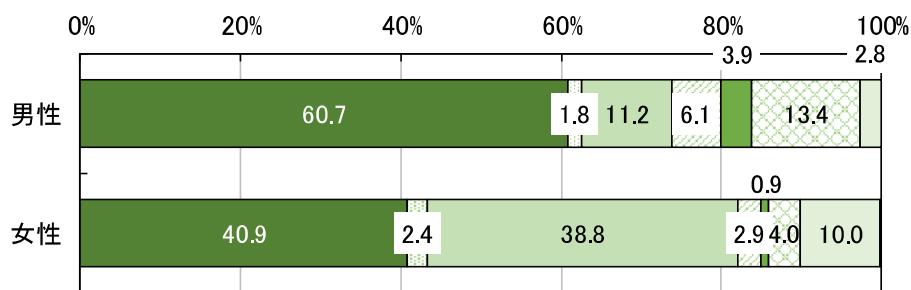
資料：国勢調査

③ 就業形態及び就業上の地位

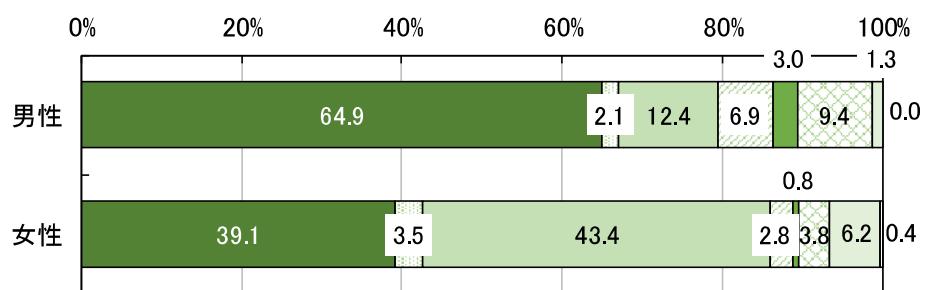
男女別の就業形態について、男性は全国や県平均より正規の職員・従業員の割合が高くなっています。一方で、本町が全国や県平均と比べて高齢化率が低く、生産年齢人口が多いことが影響していると考えられます。また、女性の就業形態の割合は、熊本県や全国と比較して大きな違いはありません。



【熊本県】



【全国】



資料：国勢調査（平成 27 年）

3 住民アンケート調査結果からみる現状

(1) アンケート調査の概要

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、住民を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

調査の概要は以下のとおりです。

- 調査対象：本町在住の満20歳以上の住民
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成30（2018）年12月
- 配布数：2,000件
- 有効回答数：672件（有効回収率：33.6%）



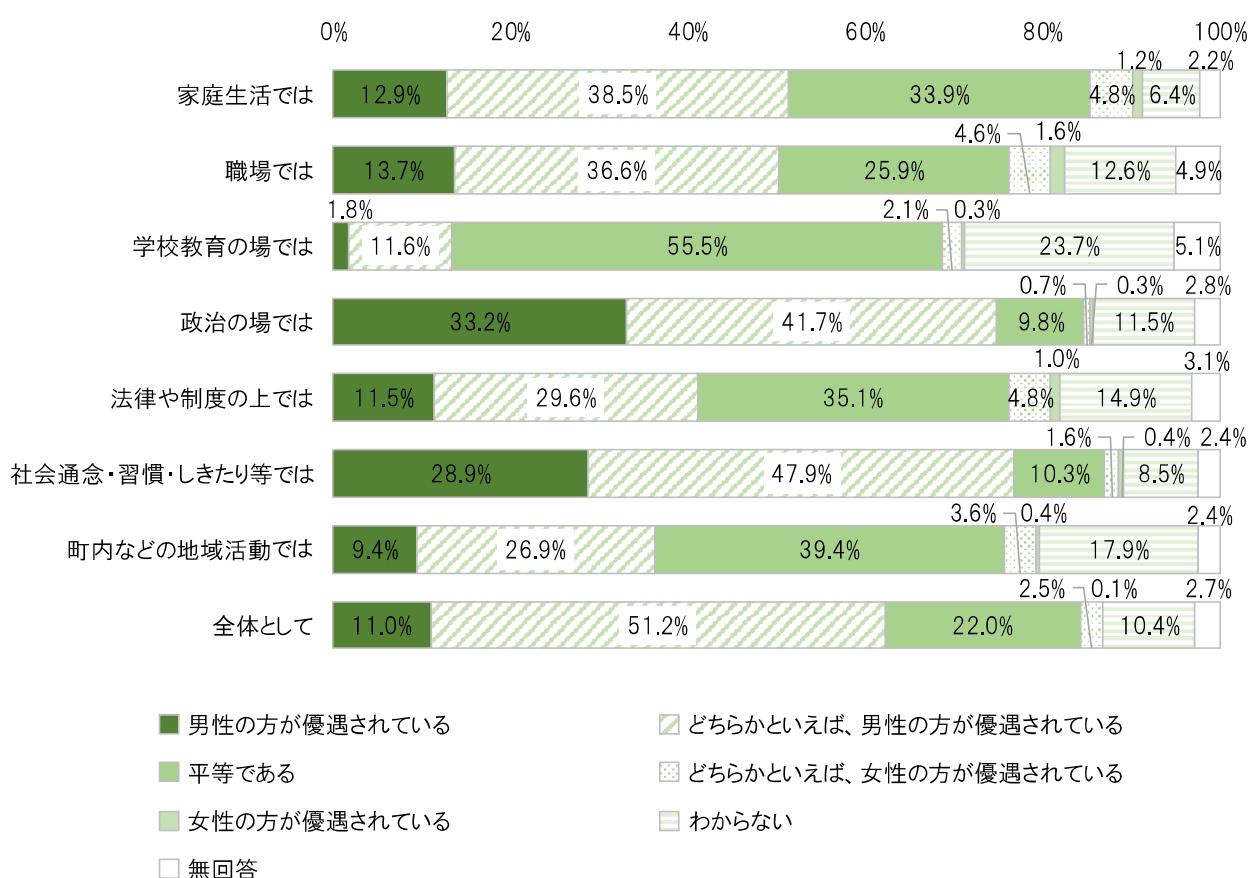
(2) 調査結果

① 男女共同参画に関する意識について（ⅰ）

社会の各分野における男女共同参画に関する意識について聞いたところ、「平等である」という回答の割合が最も高かったのは「学校教育の場」であり、55.5%になっています。「政治の場」「社会通念・習慣・しきたり」においては、「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。「全体として」の項目をみると、「男性優遇」の割合が約6割となっています。

それぞれに分野によって男女平等についての意識に違いがみられます。また、社会全体として、男性が優位になっている社会と感じられているようです。

【男女平等参画に関する意識について】

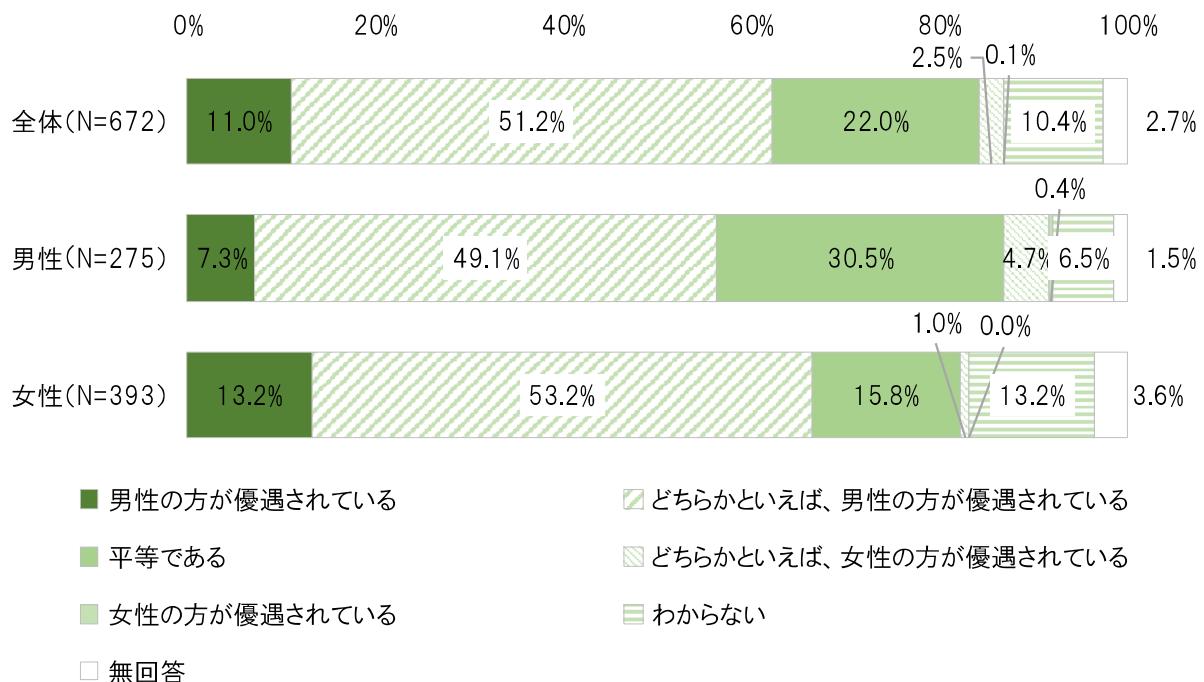


② 男女共同参画に関する意識について (ii)

「全体として」について男女別にみたところ、「平等である」と回答したのは、男性が30.5%、女性が15.8%となっています。「男性優遇」(「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計) は、男性が56.4%、女性が66.4%となっています。

このように、全体としての男女平等については、男女間で意識の違いがみられます。

【男女平等参画に関する意識（「全体について」）】



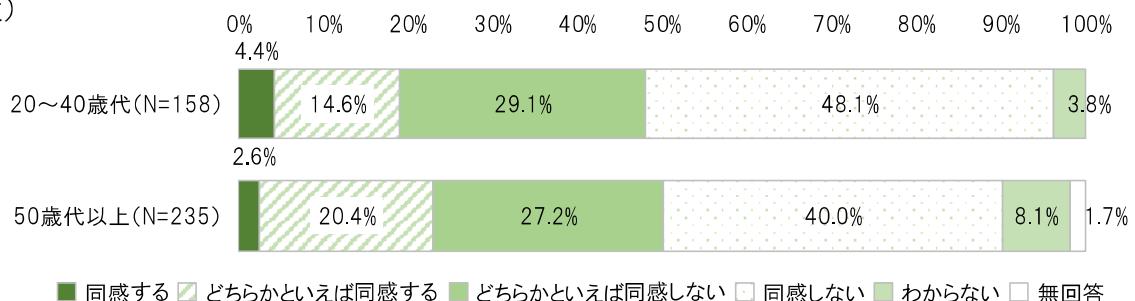
③ 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について

固定的な性別役割分担意識について、男女別、年代別にみると、「同感しない」の割合が女性の20～40歳代で最も高くなっています。逆に、男性の50歳代以上では「同感する」「どちらかといえば同感する」の割合が高くなっています。

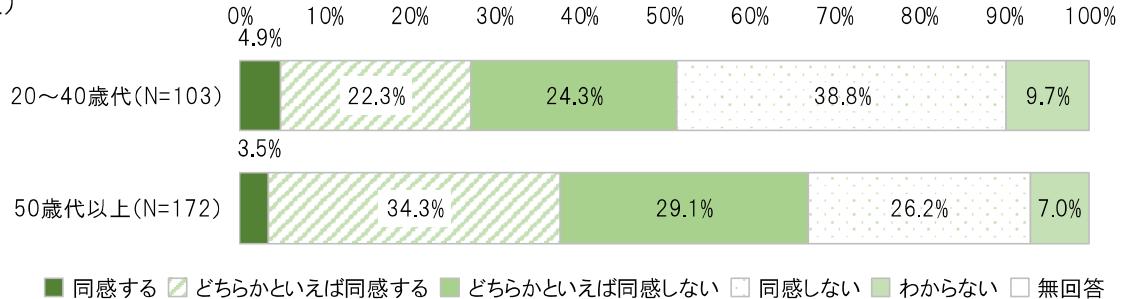
高い年齢の男性において固定的役割分担意識の強いことがわかります。

【固定的な性別役割分担意識について】

(女性)



(男性)



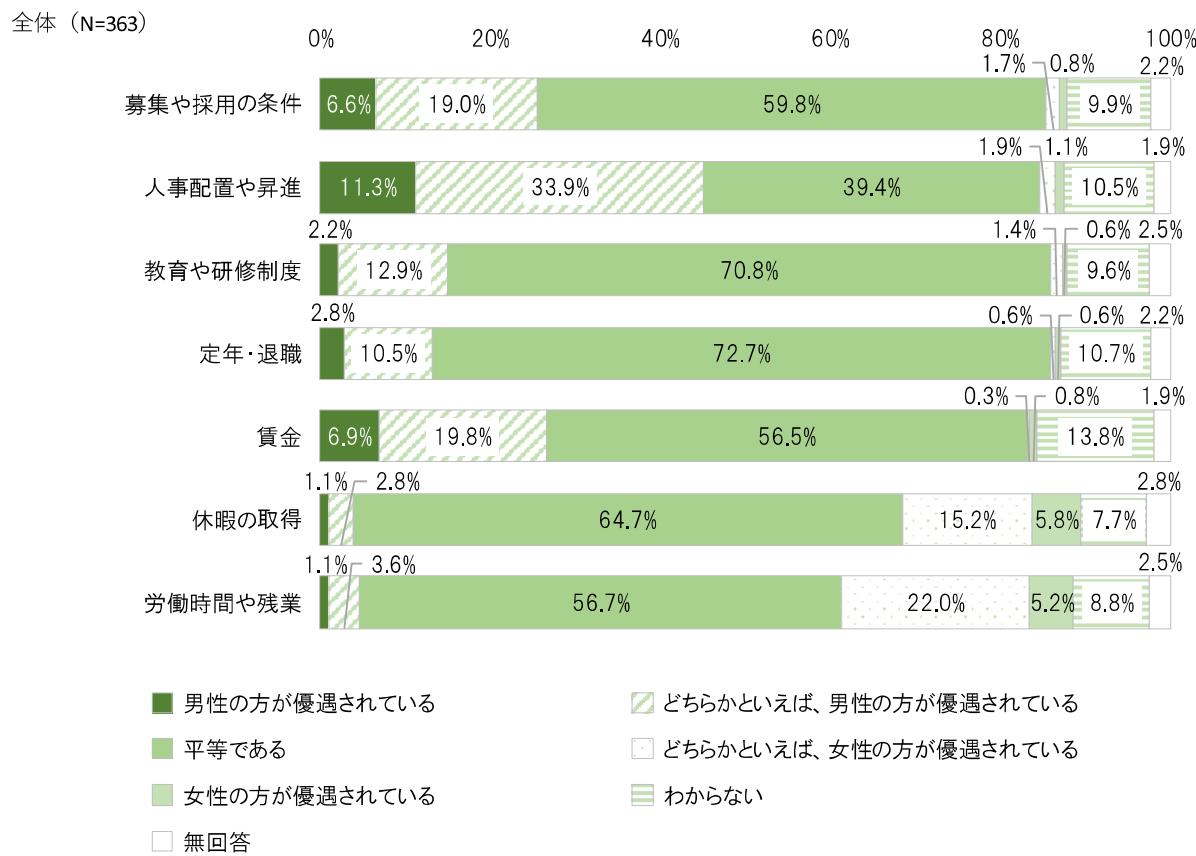
④ 職場における男女差について

職場における男女差についてみると、どの項目においても「平等である」の割合が最も高くなっています。職場においては、男女平等が進んでいると考えられます。

しかし、「募集や採用の条件」「人事配置や昇進」「賃金」において「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。特に、「人事配置や昇進」では「男性優遇」の回答が45.2%にのぼっています。

募集や採用、昇進、賃金などについては、男性が優遇されていると感じられているようです。

【職場における男女差について】



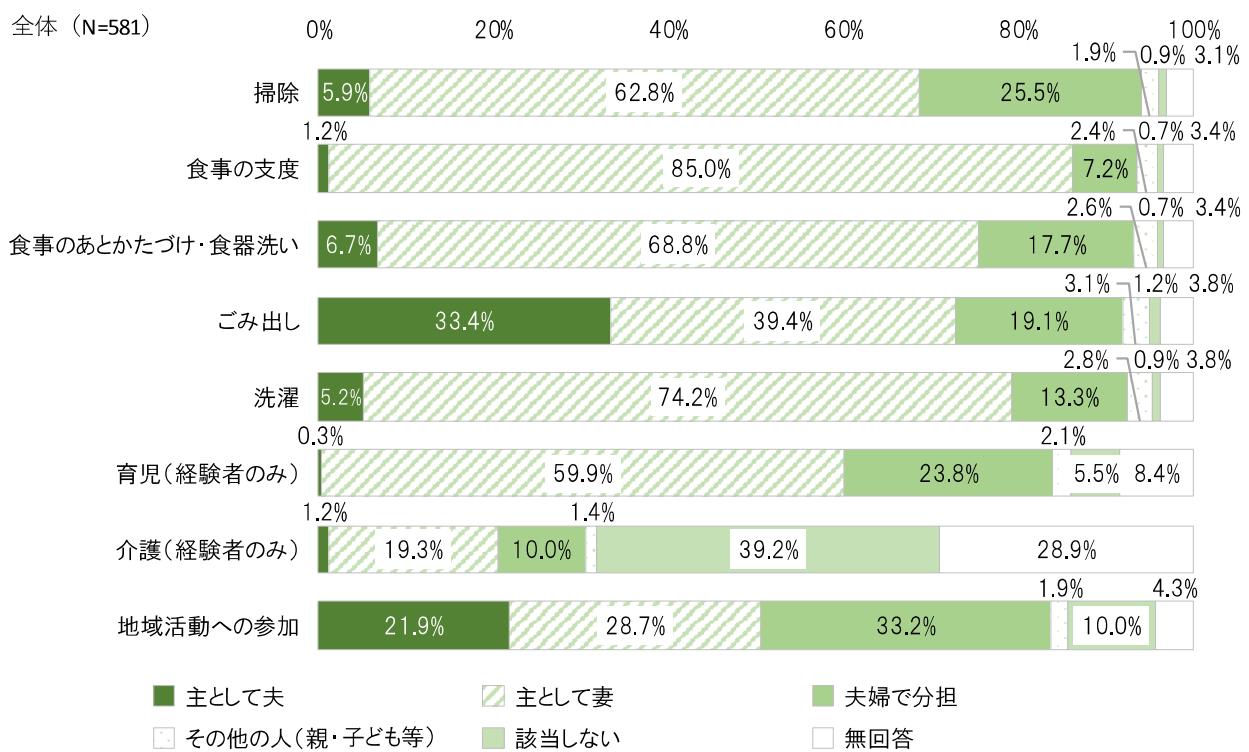
⑤ 家事の分担について

家事の分担について、「掃除」「食事の支度」「食事のあとかたづけ・食器洗い」「洗濯」「育児」において「主として妻」との回答が割を超えており、家事の多くは女性が担っていることがわかります。

「夫婦で分担」という回答が最も高かったのは「地域活動への参加」であり、33.2%となっています。

こうしたことは、固定的役割分担意識に基づく、慣習的な生活行動の結果だと考えられます。

【家事の分担について】

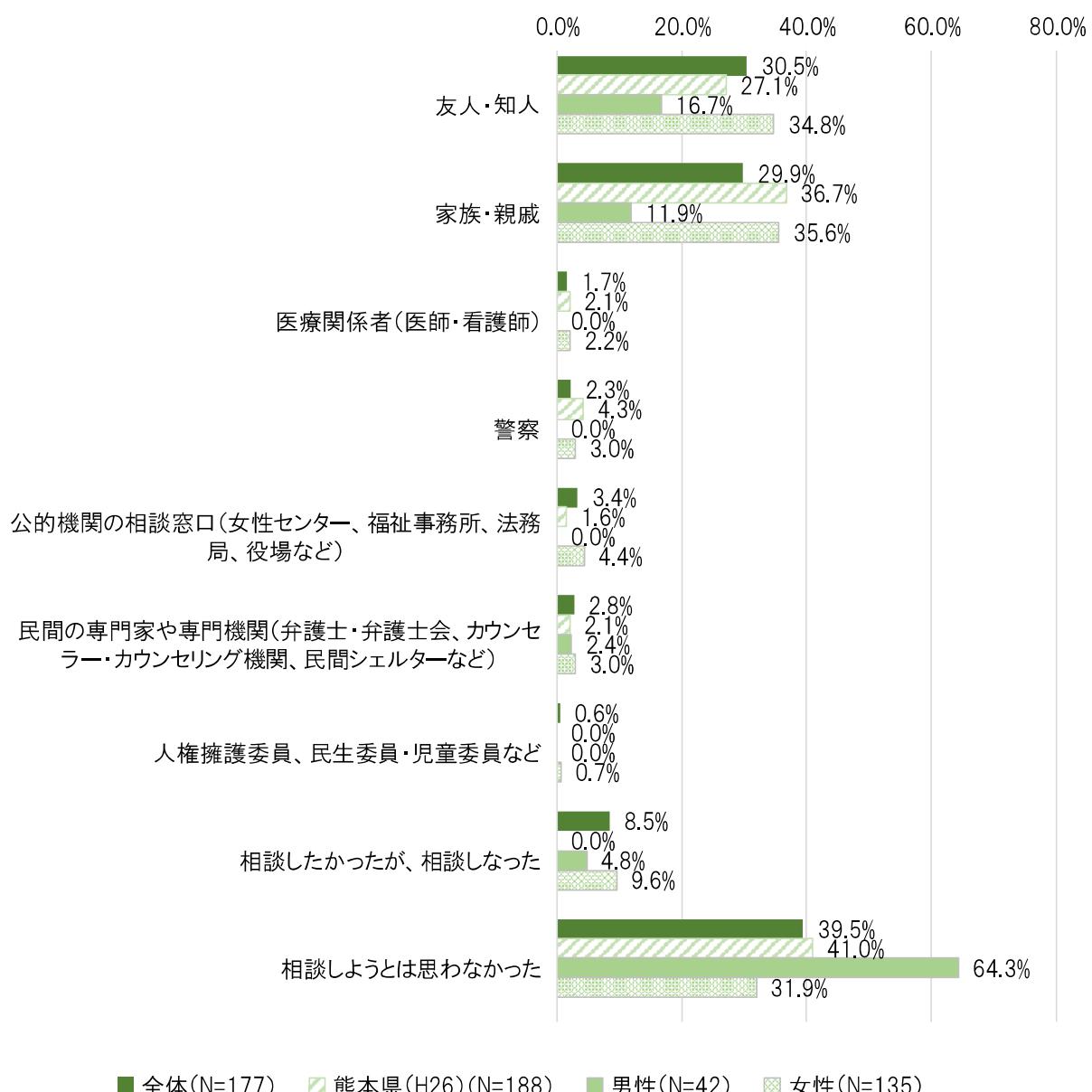


⑥ ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた際の相談先について

ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた際の相談先について、男性では「相談しようとは思わなかった」が64.3%、女性では「家族・親戚」が35.6%とそれぞれ最も高くなっています。男性では「相談しようとは思わなかった」との回答が6割を超えており、問題の見えづらい状況が伺えます。

また、被害者が公的機関、専門機関に相談する割合が非常に低くなっています。被害者がいち早く専門機関へと繋がる体制を整える必要があります。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた際の相談先について】



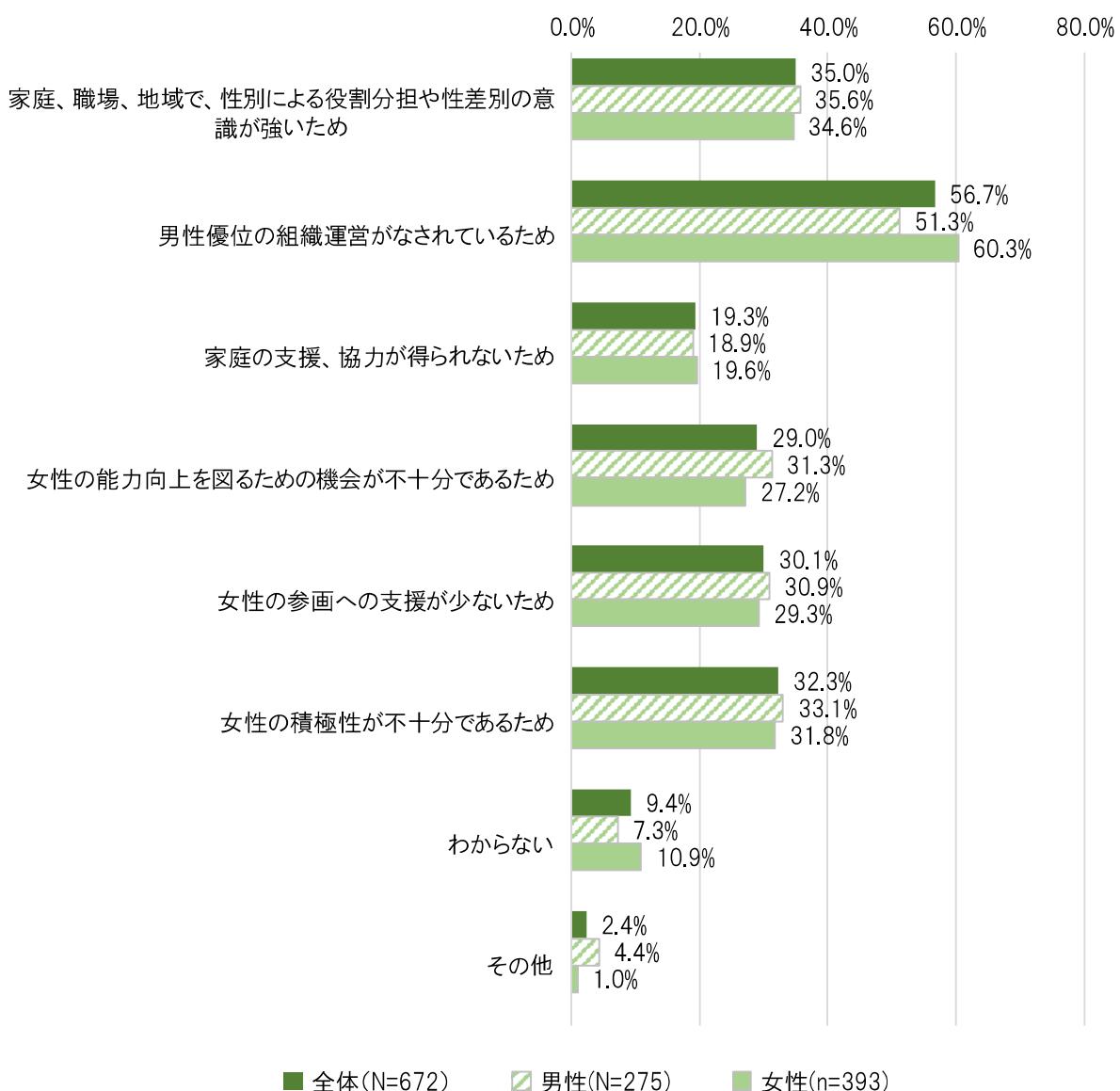
⑦ 方針決定の場に女性の参画がいまだに少ない理由

「政治や行政、職場において企画立案や方針決定の場に女性の参画がいまだに少ない」理由を聞いたところ、「男性優位の組織運営がなされているため」が最も高くなっています(56.7%)。次いで、「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため」(35.0%)「女性の積極性が不十分であるため」(32.3%)が高くなっています。

このように方針決定の場に女性の参画が少ない理由として、男性優位の組織運営や性差別の意識が強いといった男性側の意識や生活活動が挙げられている一方で、女性の側の積極性が不十分であることが挙げられています。

この点については、男性への意識啓発や組織運営のあり方の見直しを促し、女性に対しても意識啓発やスキルアップを促すことが必要と考えられます。

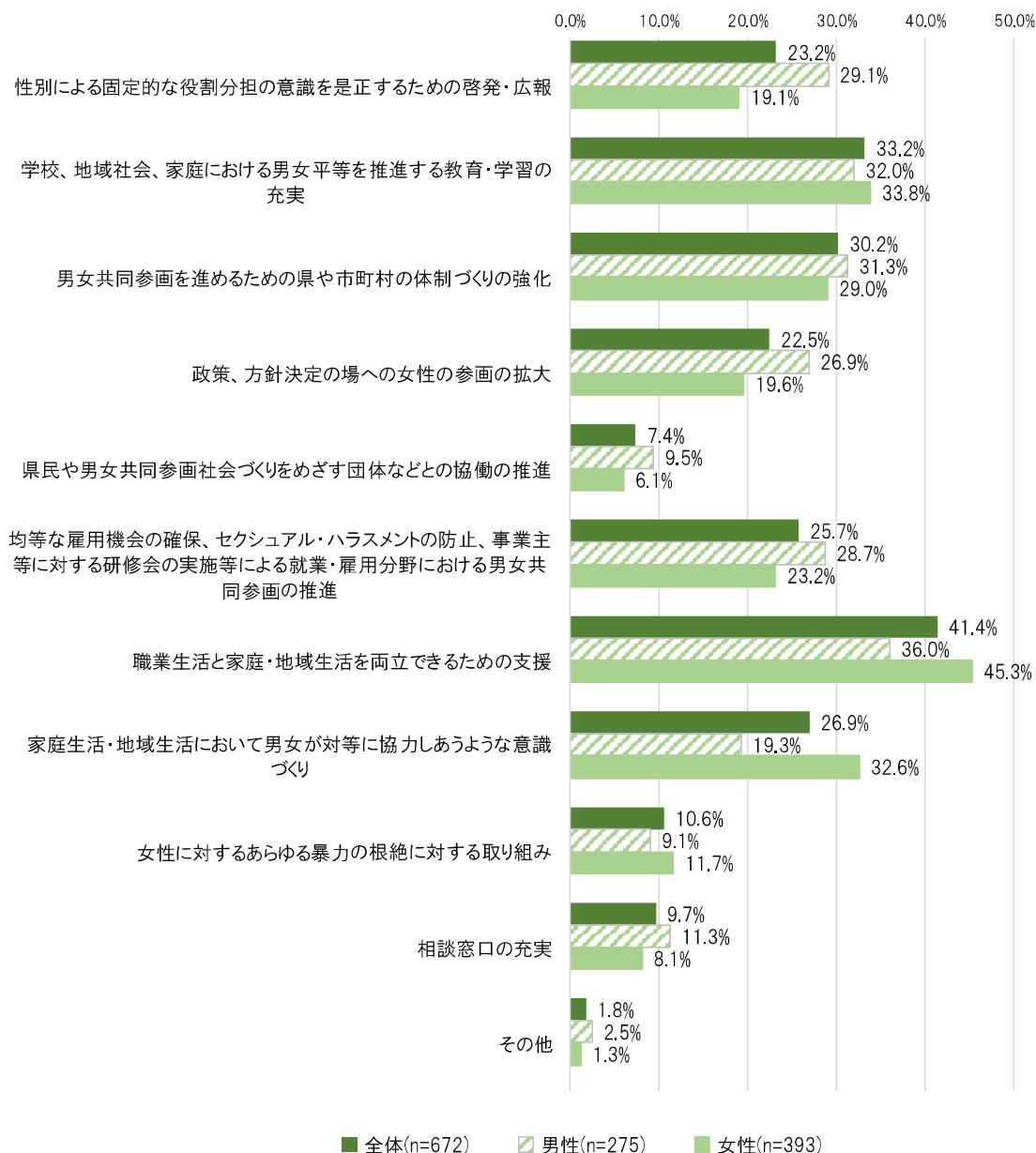
【企画立案や方針決定の場に女性の参画がいまだに少ない理由】



⑧ 男女共同参画社会の実現のために町に対して望むこと

男女共同参画社会の実現のために町に対して望むことについて、全体でみると、「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」が41.4%と最も高くなっています。次いで「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が33.2%となっています。

【男女共同参画社会の実現のために町に対して望むこと】



(1) 男女間の意識に関して

- アンケート調査、団体ヒアリング調査（資料編参照）等からは、若い人たちのなかでの意識の変化がみられます。
- しかし、男女間において、平等に関する意識の差異がみられ、男性は平等になっていると思っているが、女性の方ではそうなっていないと思っているようです。
- また、家事の分担については、「主として妻」と回答した割合は、ほとんどの項目で50%を超えており、夫婦間での家事の分担について妻に偏っている傾向が伺えます。
- 男女平等という考え方には、特に若い人たちに浸透していると思われますが、現実の生活上においては、習慣、しきたりが優先されてしまうことがみられます。

(2) 男女共同参画のために必要なこと

- 男女共同参画のために必要な施策に関する意見では、「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」や「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」の回答率が高くなっています。多くの方が男女共同参画のためには、日常の行動に影響を与える支援や教育・啓発が必要と考えているようです。
- 方針決定の場に女性の参画が少ない理由として、男性優位の組織運営や性差別の意識が強いといった男性側の意識や振る舞いにその責が帰せられることが挙げられている一方で、女性側の積極性の不十分さが挙げられています。男性への意識啓発や組織運営のあり方の見直しを促し、女性に対しても意識啓発やスキルアップを促すことが必要と考えられます。
- 団体ヒアリングにおいては、男性女性それぞれできることを認識することが大切で、両者の間でコミュニケーションを取ることが大切だという指摘がなされています。また、男女共同参画社会の実現のためには、男性側の受け入れの準備が必要であり、女性の方も積極的に参加する意欲も必要だということが指摘されています（資料編参照）。
- いまだにある男女間の不平等や格差を是正することは不可欠です。また、女性の社会参画を阻害している要因を取り除き、女性が積極的に参画できるよう環境を整えることが重要となっています。

(3) セクハラ・DV被害等の相談体制

- セクハラ、DV等他人の尊厳を傷付ける暴力については、被害を受けた人が公的機関、専門機関へ相談でき、早急に適切な措置を受けられるよう、相談窓口の周知、関係機関の連携が必要だと思われます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「日本国憲法」では、個人の「基本的人権」を永久の権利として保障し、すべての個人は平等であり、性別や社会的身分等により差別されないとしています。また、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

本町では、平成7(1995)年に「菊陽町人権擁護に関する条例」を施行しました。条例では「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法に基づき、部落差別をはじめ、障害者・女性・在日外国人等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与すること」を目的としています。

さらに本町では、平成28(2016)年に「菊陽町男女共同参画推進条例」を制定しています。条例では、性別により差別されること、男女が対等な立場で地域の政策や方針の立案に参加する機会が確保されること、男女が妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重されること等を理念とし、男女共同参画社会を実現するための施策を行うとしています。

また本町では、「菊陽町男女共同参画都市」を宣言しており、そのなかで「男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力が發揮できるまち」をつくること、「社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画できるまち」をつくること、「家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、ともに幸せを実感できる社会」をつくることを宣言しています。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても生きやすく働きやすい社会の実現をめざす施策でなければなりません。

さらに、これから持続可能な社会を創っていくためにも男女共同参画社会の実現は不可欠であり、そのためにも、生物学的性差、社会的性差（ジェンダー）といった性別だけではなく、一人ひとりの性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができ、かつ互いにパートナーとして認め合うようになることが必要です。

本町のこれまでの人権擁護の理念、男女共同参画への理念や取り組みや男女共同参画社会の実現に関する社会の潮流を踏まえ、本計画では次のように基本理念を定めます。

【基本理念】

一人ひとりの違いを認め合い
パートナーシップで未来を創るまち
きくよう

2 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画における基本目標を以下のようにします。

(1) 対等のパートナーという意識の醸成

互いを尊重し、思いやりの心をもち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会をめざすうえで大変重要です。

このような男女共同参画社会を実現するため、誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、さまざまな機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、職場、地域等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

(2) 誰もが社会に参画できる環境整備

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに責任をもって、家庭、職場、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるようにすることが大切です。本町において男女共同参画が図られるよう、生涯にわたる健康支援、社会的に弱い立場に置かれている人たちに向けた自立支援等の環境整備を推進します。

本町のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、行政分野における女性の参画を拡大するとともに、自治会等地域活動、防災・復興分野での女性の参画拡大を進めます。

(3) 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、その人と社会をつなぎ、自己実現を図るものでもあります。すべての人がいきいきと働きつづけられる社会環境づくりを進めうえで、就業の場における男女共同参画を推進することは極めて重要な意味をもっています。また、すべての人が職業上の責任と家庭や地域における責任をともに果たしていくことは、男女共同参画社会において重要です。

すべての人がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方ができる環境づくりを目指します。

(4) あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

男女共同参画の推進は、個人としての尊厳が認められることが前提であり、男女がその個性と人権を尊重し合うことが不可欠です。DV、性暴力、児童虐待、高齢者虐待などの暴力、セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

被害を受けやすい女性や子どもを対象とした相談事業や人権に関する教育・啓発事業を進めると同時に、被害にあった当事者のプライバシー保護を徹底し、周囲の人が早期に問題を発見し、適切な対応につなげていくため、DV やあらゆるハラスメントに対する正しい理解の周知とともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

3 計画の体系

＜基本理念＞

一人ひとりの違いを認め合い パートナーシップで未来を創るまち きくよう



基本目標	主要施策	施策の方向
【基本目標1】 対等のパートナーとい う意識の醸成	1.男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進	(1) 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成
	2.男女共同参画の視点に立つた教育の推進	(1) 学校等における教育の充実 (2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進
【基本目標2】 誰もが社会に参画でき る環境整備	1.行政における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 庁内における女性活躍への環境整備
	2.地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における女性の参画拡大 (2) 地域防災における女性の参画拡大
	3.生涯にわたる健康保持の推進	(1) 生涯にわたる心身の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産期等における母子保健の推進
	4.社会的に弱い立場にある人たちへの支援	(1) 高齢者や障がい者への支援 (2) ひとり親家庭等への支援の充実 (3) 外国人への支援
【基本目標3】 誰もが自立し、能力を 発揮できるまちづくり	1.就労の場における男女共同の推進	(1) 経済分野における女性の参画拡大 (2) 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進 (3) 職場における男女の均等な機会の確保
	2.仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進	(1) 仕事と家庭の両立支援
【基本目標4】 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶	1.暴力防止対策の推進	(1) 女性の人権、女性への暴力等に対する社会意識の醸成 (2) ハラスメント防止対策の推進 (3) ドメスティック・バイオレンス(DV)等の防止対策の推進 (4) 虐待の防止に向けた取り組みの推進
		(1) 相談体制の充実 (2) 被害者支援の体制の充実

第4章 施策の展開

基本目標1 対等のパートナーという意識の醸成

主要施策1. 男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査において、社会の各分野で、男性優位となっているか、平等になっているか、女性優位となっているかを調査しました（p.12 参照）。

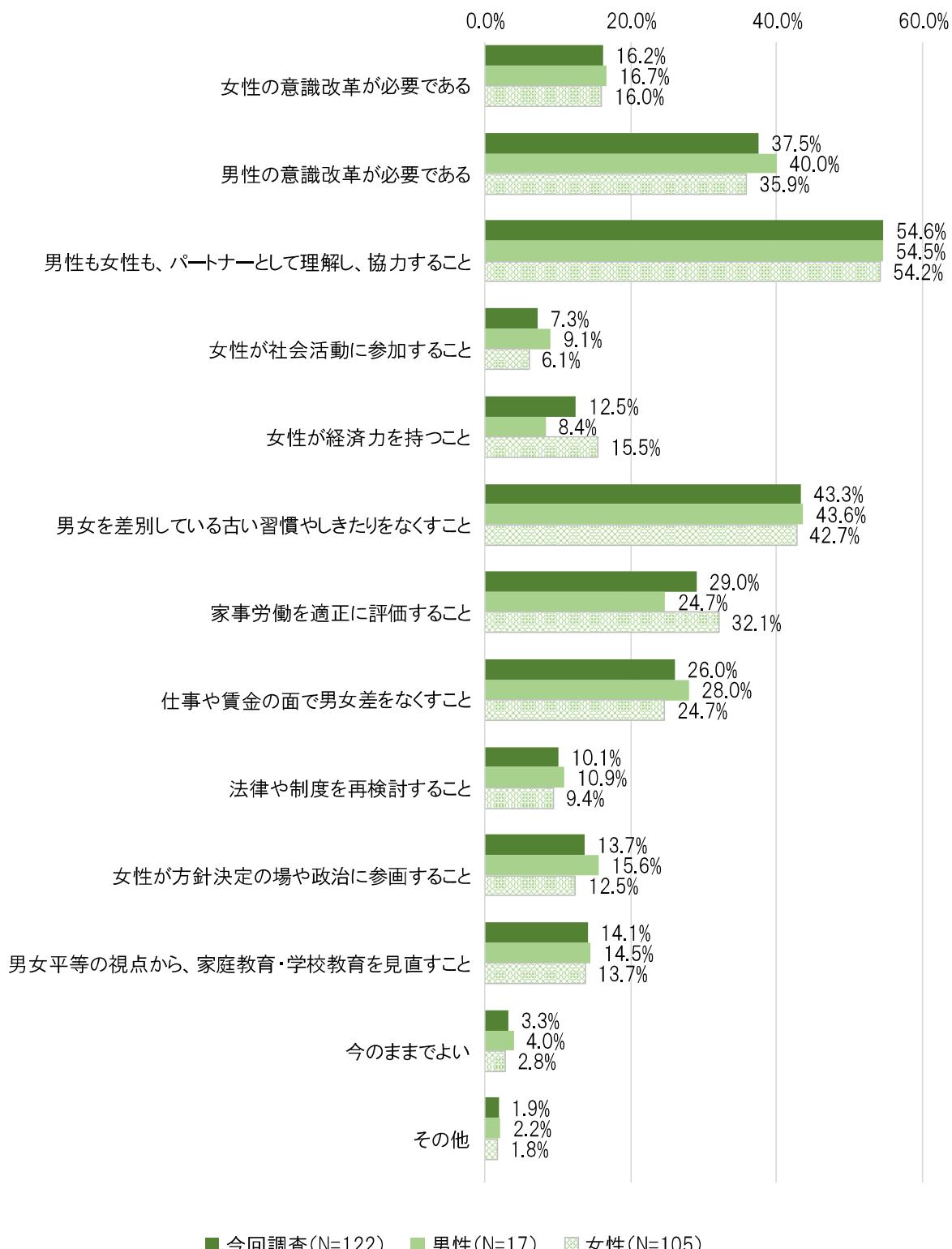
「平等である」という回答の割合が最も高かったのは「学校教育の場」であり、55.5%になっています。「政治の場」「社会通念・習慣・しきたり」においては、「男性優位」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。「全体として」の項目をみると、「男性優位」の割合が約6割となっています。

このように社会のある分野では、男女平等となっていると感じられ、別の分野ではそうなっていないと感じられていることがわかります。また、社会全体として、未だ男性が優位になっている社会と感じられています。

男女の地位が平等になるために重要なことについて聞いたところ（p.26 参照）、男女共に「男性も女性も、パートナーとして理解し、協力すること」の割合が最も高く、次いで「男女を差別している古い習慣やしきたりをなくすこと」「男性の意識改革が必要である」となっています。男女共に「男性も女性も、パートナーとして理解し、協力すること」の割合が最も高くなっていることをみると、男女共同参画の理念が必要とされていることがわかります。しかし、古い習慣やしきたりをなくすこと、男性の意識改革が求められていることをみると、男女間の不平等を再生産している、住民の暮らしの中に根を張るしきたりや意識があることがわかります。

社会における制度や慣行が性別による役割分担の固定化や差別・格差等を生じさせていないかを見直し、さまざまな機会や広報媒体を通してわかりやすい啓発活動を進めていく必要があります。

【男女の地位が平等になるために重要なこと】



■ 今回調査(N=122) ■ 男性(N=17) ■ 女性(N=105)

【施策の方向性】

(1) 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成

No	施 策	内 容
1	固定的な性別役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような社会の制度や慣行が男女共同参画社会の実現を妨げているのかに気づき、男女双方の立場・視点から見直していけるよう啓発を進めます。 ・男性自身が固定的な性別役割分担意識の中で生きづらさを感じることなく、自分らしい充実した生活を送ることができるよう、理想の働き方や生き方について見つめ直すための意識啓発を行います。
2	男女共同参画に取り組む団体の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりを目指す「菊陽町男女共同参画さんさん会」と連携して、男女共同参画推進の支援を行い、様々な分野からの男女共同参画に関する意識の啓発を進めます。
3	さまざまな機会、広報媒体を通した啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進についての講演会等を開催します。 ・本町の広報紙やホームページ等を活用した広報・啓発活動の充実を図ります。
4	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が家庭生活や地域活動により一層参画しやすくなるよう、事業所や地域を対象に、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。
5	町の情報発信の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町が作成する広報・発行物・ポスター・チラシ等は、男女共同参画の視点から、広報紙の発行の留意点等に基づき適正な表現を行います。
6	メディア・リテラシーの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの発信する情報から固定的な性別役割分担意識や男女の人権について、正しく判断する能力を身につけられるよう、町民や小・中学生、保護者等に対してメディア・リテラシーの重要性の啓発を行います。 <p>(メディア・リテラシー：インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。)</p>

主要施策2．男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や社会通念をなくし、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、男女平等の視点に立った意識づくりを行っていくことが重要です。また、このような意識を養うためには、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割が非常に重要であり、幼児期から成人、高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、男女が対等なパートナーとして互いに協力し、さまざまな活動に参画していくよう、男女平等意識を定着させるための教育・学習の充実を図る必要があります。

また、小・中学校及び就学前教育機関等で、一人ひとりの人権を尊重し、互いに理解し協力しあうことの重要性等、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが重要となります。

学校教育とともに、家庭や地域における教育も、児童・生徒の意識の形成に大きな影響を及ぼします。家庭や地域の中でみられる固定的な性別役割分担意識に基づいた言動や慣行は、日常の生活を通じて子どもたちへと伝わります。将来の社会を担う子どもたちが成長する過程において、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくり、環境づくりが求められます。

【施策の方向性】

(1) 学校等における教育の充実

No	施 策	内 容
7	子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	・学校教育、就学前教育等の中で正しい人権意識や男女平等意識を育成します。
8	子どもの発達段階に応じた指導内容・方法等の充実	・次代を担う子どもたちが正しい人権意識や男女平等意識を身に付けられるよう教育の充実を図ります。 ・性別にとらわれない、一人ひとりの個性・能力等に応じた指導の充実を図ります。
9	子どもの発達段階に応じた教育環境の整備	・日常の教育活動の中にある気づかない慣行等の点検を進め、学級づくり等における男女平等の推進を図ります。 ・男女共同参画の視点で施設の整備・改善を行います。
10	キャリア教育の推進	・男女平等の視点から多様な進路選択が可能であることへの意識を高める進路指導やキャリア教育に努めます。
11	健全育成のためのネットワークづくり	・青少年の健全な育成に向けて、学校と地域のネットワークを形成し、地域活動への参加などを通じた交流や、地域の人材を活用した地域学校協働活動を進めていきます。また、ここでは男女共同参画の視点を踏まえ、それぞれの個性の重視と、性別にとらわれない人的資源の活用を行います。

(2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

No	施 策	内 容
12	社会教育・生涯学習の推進及び支援	・地域における社会教育・生涯学習の場において、男女共同参画社会の実現に向けた出前講座や研修会を実施します。また、これに関する自主講座の実施に対する支援を進めていきます。
13	関連施設の活用	中央公民館、図書館、各町民センター等の管理・運営にあたり、性別にとらわれず、男女がともに参加できる学習の場を提供します。
14	学習プログラムの充実	・講座案内やホームページを通じ、女性が積極的に社会に参加することにつながる学習情報の提供を行います。

基本目標2 誰もが社会に参画できる環境整備

主要施策1. 行政における男女共同参画の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査において、「政治や行政、職場において企画立案や方針決定の場に女性の参画がいまだに少ない」理由を聞いたところ(p.18 参照)、「男性優位の組織運営がなされてるため」が最も高くなっています。次いで、「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため」「女性の積極性が不十分であるため」が高くなっています。

私たちの生活に関する方針を決める場面で、さまざまな立場の人々が意見を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。女性があらゆる分野において政策・方針決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、社会システムを変えていくことへの大きな力となります。

しかし、本町の政策・方針決定過程への女性の参画はいまだ不十分な状況にあります。今後は、年代や性別を問わず、幅広く町民が政策・方針決定過程へ参画しやすくするための体制の整備を行うためにも、まず、女性の参画を拡大し、女性の意見を活かしていくことが重要です。

そのために、意思決定の場への女性の参画促進や町職員の意識改革を推進していきます。

【菊陽町における女性の登用状況】

①女性議員の状況（令和元年5月現在）

	定数（人）	女性（人）	登用率
議員	18	4	22.2%

②菊陽町管理職登用状況（平成31年4月現在）

	総数（人）	女性（人）	登用率
部長	7	0	0.0%
次長	4	0	0.0%
課長	21	2	9.5%
管理職	32	2	6.3%
課長補佐	9	2	22.2%
係長	47	14	29.8%
計	88	18	20.4%

③地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況（平成31年3月現在）

	総数（人）		女性（人）		女性の割合
		うち女性委員のいる審議会数		うち女性委員数	
審議会（広域の審議会を除く）	14	13	205	44	21.5%
広域の審議会	0	0	0	0	

④地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況（平成31年4月現在）

委員会、委員名	委員等総数（人）	うち女性委員数（人）	女性委員割合
教育委員会	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	1	25.0%
監査委員	2	0	0.0%
農業委員会	9	1	11.1%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%

【施策の方向性】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No	施 策	内 容
15	各審議会・委員会への女性の登用の促進	・女性が政治や政策・方針決定過程へ参画することの重要性について町民へ啓発を行います。 ・審議会・委員会等における委員の選出において、女性委員を積極的に登用するなど、女性の登用率の向上を図ります。

(2) 庁内における女性活躍への環境整備

No	施 策	内 容
16	役場における管理職への女性の登用の促進	・職員に対して、意識啓発や研修機会の提供、能力に応じた管理職への登用を図ります。
17	町職員のワーク・ライフ・バランスの実現	・すべての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、長時間勤務の是正等の働き方改革や子育て支援制度の周知、休暇の取得促進を行います。
18	女性職員の活躍の促進	・女性職員が若手の段階から将来のキャリアをイメージすることで仕事への意欲が高まるよう、必要な研修の機会を提供します。

主要施策2. 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査の社会の各分野における平等意識について、「平等である」の割合が高くなっているのは（p.12 参照）、「学校教育の場」、「町内などの地域活動」「法律や制度の上」でした。この結果からすると、比較的に地域活動においては男女の平等になっていると思われているようです。

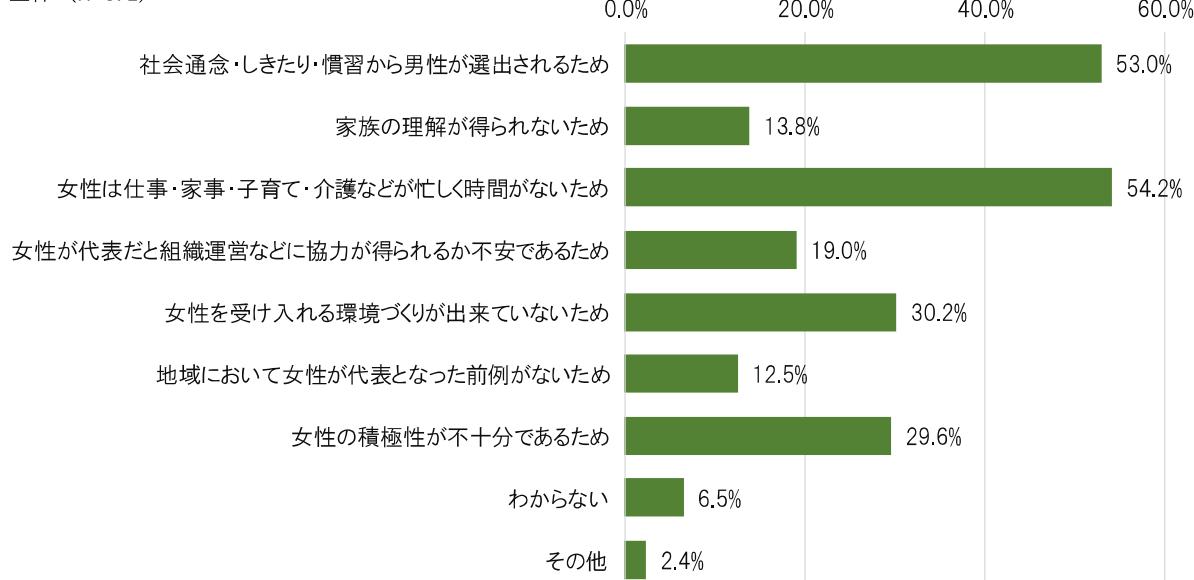
また、「地域等の団体代表に女性が少ない理由」については（下図参照）、「女性は仕事・家事・子育て・介護などが忙しく時間がないため」が最も高く（54.2%）、次いで「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」（53.0%）、「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」（30.2%）となっています。このように団体の代表を女性が担うということについては、他の社会分野と同じように女性の参画を阻害する社会的要因があります。

本町も平成28年熊本地震で被害を受けました。そこで、住民アンケート調査において「防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要かどうか」を聞いたところ（p.34 参照）、多くの方が必要と回答しています。今後も大規模災害が起こると予測されるなかでは、地域防災に男女共同参画の視点は不可欠となっています。

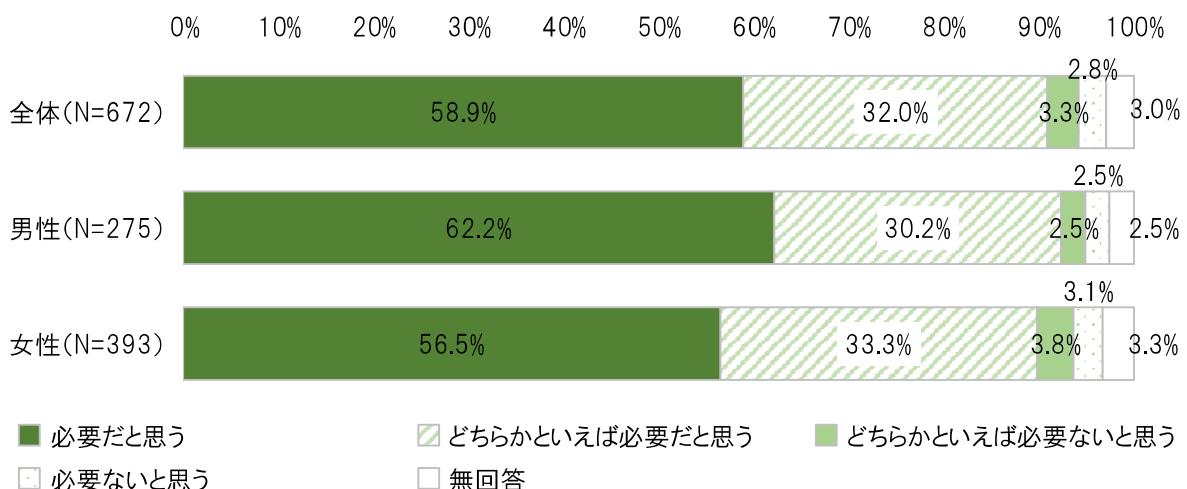
これから地域は、多様な経験、知識、ネットワーク等を持つ男女によって担われるようにならなければなりません。そのような変化は、女性も男性も、その意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会への過程であり、一人ひとりの豊かな人生に通じる道のりでもあります。そのためにも、女性の地域参加を阻害する制度、しきたり、ふるまい、意識を変えていく必要があります。また、職場、家庭、地域社会で、全ての人々が活躍できる社会の構築をめざして取り組んでいく必要があります。

【地域等の団体代表に女性が少ない理由】

全体（N=672）



【防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要かどうか】



【施策の方向性】

(1) 地域活動における女性の参画拡大

No	施 策	内 容
19	自治会等地域活動への女性の参画の促進	・自治会等地域活動における意思決定の場への女性の参画促進の啓発を行います。
20	地域活動における男女共同参画の促進	・地域での交流や活動に男女共同参画の視点を取り入れ、より活発な活動となるよう啓発を行います。 ・町民の誰もが参加しやすい活動のあり方について啓発を行います。 ・地域活動におけるリーダー、団体・グループの育成を行います。
21	女性のネットワークづくりの推進	・さまざまな分野で活躍する女性たちのネットワークづくりや交流会・学習会等の活動を支援します。

(2) 地域防災における女性の参画拡大

No	施 策	内 容
22	防災施策への男女共同参画の視点の導入	・菊陽町地域防災計画の見直し等の際、男女共同参画の視点を常に念頭に置き、防災における男女共同参画の推進を図ります。
23	避難所運営における男女共同参画の視点の導入	・避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った避難所運営がなされるよう体制を整えます。
24	職員や関係機関への研修・訓練の実施	・防災・復興に従事する職員や関係機関・団体に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興にかかる研修・訓練をできるよう努めます。
25	女性リーダーの養成	・防災に関する地域活動を男女共同参画の視点に立って推進するために、地域の防災を担う女性リーダー等の人材育成を行います。

主要施策3．生涯にわたる健康保持の推進

【現状と課題】

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男性とは異なる配慮が求められます。また、女性の健康を保持するには、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化等、女性を取り巻く環境の変化に応じた対策が必要となっています。

特に、妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を構築することが必要です。職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活動しやすい環境を整備することが重要です。

すべての人が互いの性差に応じた健康について理解を深め、健康で豊かな生活を送ることができるよう、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや、性差に応じた健康を支援するための取り組みをより一層進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 生涯にわたる心身の健康の保持増進

No	施 策	内 容
26	健康寿命の延伸に関する取り組みの推進	・「第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、町民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、食育の推進、性差やライフステージに応じた教育、相談、健診・検診受診等、健康づくりの環境を整備します。
27	相談窓口の周知	・こころの健康に関する相談窓口の周知に努めるとともに、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等が相談内容に応じ対応を行います。
28	生涯スポーツ活動の支援による健康づくりの推進	・生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を支援します。また、地域資源を活かしたスポーツ環境の充実に努めます。

(2) 妊娠・出産期等における母子保健の推進

No	施 策	内 容
29	妊娠婦を支える地域の包括支援体制の構築	・「子育て世代包括支援センター」を中心として産科・小児科など医療機関等の関係機関との連携を図り、妊娠・出産等に関する情報提供、相談及び支援を行うとともに、産前・産後サポートや産後ケア等を実施します。
30	妊娠や出産について悩みを抱える妊婦等の相談の実施	・妊婦が安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査・妊婦歯科検診の助成や、妊娠中の健康管理のための支援を行います。 ・妊娠婦が不安や悩みを共有でき、話し合える仲間づくりを促進するため交流の場の情報提供をします。 ・安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行いながら、産後ケア等の充実を図ります。 ・母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。

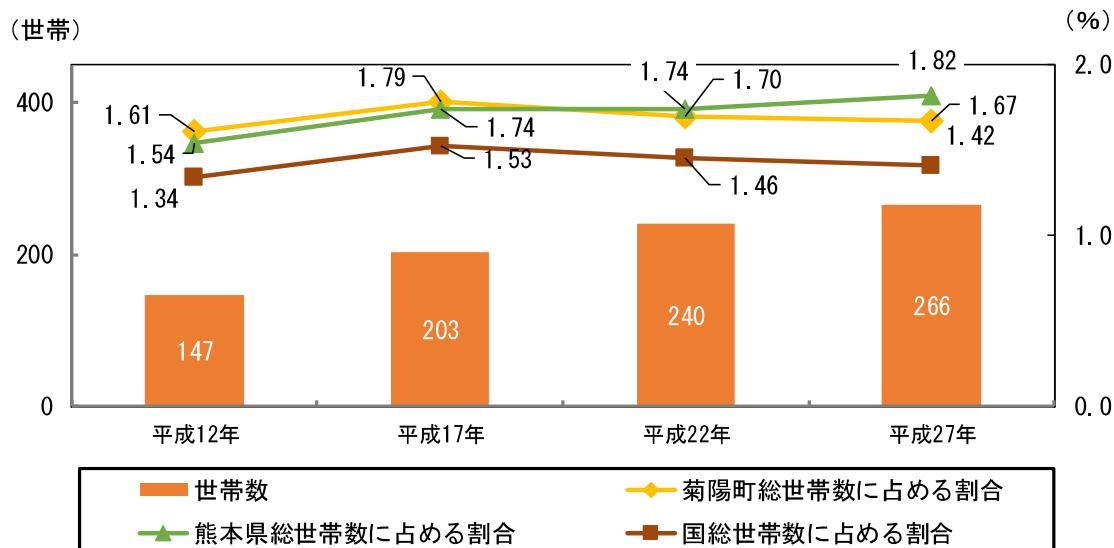
主要施策4. 社会的に弱い立場にある人たちへの支援

【現状と課題】

近年、離婚を理由とした、母子世帯、父子世帯、いわゆるひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は仕事や子育て、教育、家事等、さまざまな課題を抱えやすく、経済的・精神的な負担が重くなる傾向があることから、生活の安定のための支援をより一層進めていく必要があります。

また、障がいのある人・性的少数者であることにより、これらの人人が生きづらさを感じる状況が多々あることが指摘されています。また、誰もが住みやすい地域づくりに向けて、あらゆる身体的・生物学的特徴や、文化的背景の違いに関わらず、これらの人々への支援を充実していくことが必要です。そのため、障がいや性、国籍にとらわれずに社会に参画できるための支援や、ひとり親家庭等への支援に取り組みます。

【母子世帯数の推移】



資料：国勢調査

【施策の方向性】

(1) 高齢者や障がい者への支援

No	施 策	内 容
31	医療・介護保険サービス、障害福祉サービスの充実	・高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、医療・介護保険サービス、障害福祉サービス等の充実を図ります。
32	就業や社会参加活動等の促進	・年齢や障がいの有無に関わりなく働く社会の実現に向けて、シルバー人材センターや就労支援事業所等を通じた多様な就業機会の提供や就労支援を行います。 ・高齢者や障がいのある人が社会の重要な一員として、生きがいをもって暮らせるよう、社会参加を促進します。
33	地域の支えあいの仕組みづくりの促進	・高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支えあいの仕組みづくりを促進します。
34	環境整備の推進	・安心して生活できる住宅への支援や公共施設・公共交通機関等のバリアフリー化を推進するなど、高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりを推進します。

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

No	施 策	内 容
35	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援の充実	・ひとり親家庭への各種支援、制度の充実を図ります。 ・必要な支援に確実かつ迅速につながるよう、各課と連携を取りながら支援を行います。
36	生活困窮世帯の自立支援の充実	・生活困窮世帯への各種支援、制度の充実を図ります。

(3) 外国人への支援

No	施 策	内 容
37	外国人への支援の充実	・外国人や外国人の親をもつ子どもが抱える雇用・就業、就学等に関する相談や情報提供を行います。

基本目標3 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり

主要施策1. 就労の場における男女共同の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査において、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮できる社会となっているかを聞いたところ（下図参照）、約6割がそうなっていないと思っています。

また、職場における男女の差について聞いたところ（p.15 参照）、「人事配置や昇進」「賃金」「募集や採用の条件」で男性優遇（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。職場においても男女間における差を感じていることが伺えます。

女性が働くことを通して自立し、自らの能力を高め、社会に貢献することは、女性の地位向上に大きな役割を果たしています。職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を活かせる環境づくりを進めることが重要です。

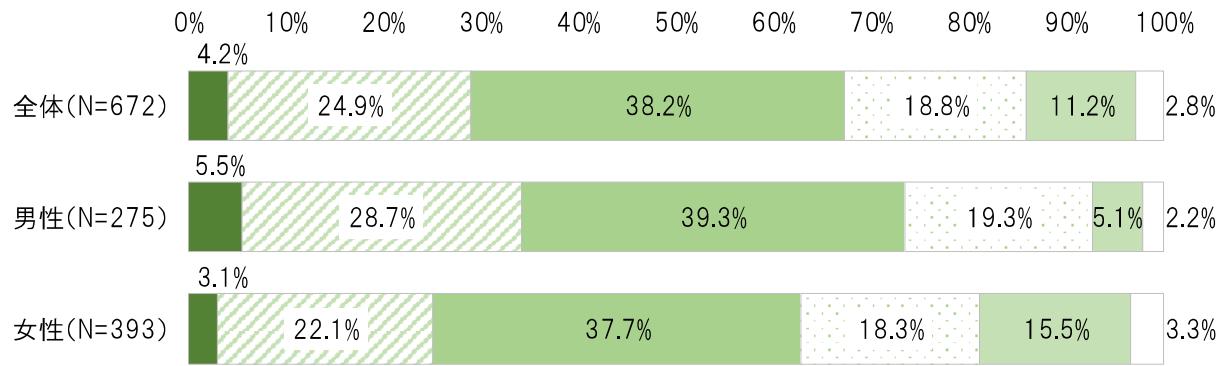
しかし、現実には生活にあわせた柔軟な働き方が困難であることや、いまだに賃金や昇進・昇格、就業形態等、職場における機会や待遇に男女の格差が存在しています。

男女雇用機会均等法や労働基準法等に基づき雇用機会や待遇が確保されるよう普及に努め、あわせて各種相談窓口を整備する必要があります。

また、誰もが家事、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立が可能になるよう、育児・介護休業制度等の定着・促進を図り、ともに持てる力を十分に発揮できる職場づくりを進めることが重要となっています。

今後も、職場における男女の均等な機会と待遇の確保と、多様な働き方に応じた適正な待遇・労働条件の確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

【男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮できる社会となっているか】



■ 思う ▨ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない □ 思わない ■ わからない □ 無回答

【施策の方向性】

(1) 経済分野における女性の参画拡大

No	施 策	内 容
38	企業・事業所等における女性の管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所等に対して女性社員の管理職への登用促進の啓発を行います。 ・企業・事業所等に対して職域の拡大の啓発を行います。
39	企業・事業所に対する情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業・介護休業制度の利用促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方に関する情報提供や誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を行います。
40	女性のチャレンジ支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家や起業をめざす人への情報提供を行います。

(2) 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

No	施 策	内 容
41	加工組織の人材育成と組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営安定のための生産・選別・貯蔵などの施設整備の検討や支援を行うとともに、地域の農畜産物に付加価値をつける特色のある加工品づくりを促進します。またこれを担う人材として、女性の積極的な育成・登用を図ります。
42	特産品の生産振興	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者と生産者との交流の場の提供や地元特産物を使った伝承料理の講習や食に関する情報の提供などを通じ、農畜産業の振興を図ります。また女性の能力の活用、積極的参加を視野に入れた取り組みを進めています。
43	農協青壮年部・認定農業者女性部などの組織活動強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関連する各組織への支援や情報提供や場の提供を進め、地域農業従事者の連携強化とともに、女性の参画促進に関する意識向上も進めています。
44	事業や経営等への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業・商工業等自営業に従事する女性の積極的な経営等への参画や就業条件の整備等についての情報提供や啓発を行います。
45	家族経営協定の締結の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、休日の確保や報酬等の就労条件を整備した家族経営協定の周知を行い、締結の促進を図ります。

(3) 職場における男女の均等な機会の確保

No	施 策	内 容
46	企業等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所等に対して、ポジティブ・アクションに自主的、積極的に取り組むように啓発、周知に努めます。 ・女性の参画が進んでいない業種での女性の就業及び定着促進や働きやすい職場環境の整備等について、啓発に努めます。
47	事業主への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対して、男女雇用機会均等対策の促進、雇用環境の改善や男女共同参画の職場づくりに関する啓発、情報提供を行います。 ・男女雇用機会均等法施行規則や関係法令等の周知を図ります。
48	就労者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・就労者に対して、男女雇用機会均等法や労働に関する諸権利・諸制度・保護規定等の周知を行います。 ・育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。
49	女性の雇用拡大への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による就労情報の収集と提供を行います。

主要施策2. 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進

【現状と課題】

住民アンケート調査における家庭内の家事の分担の結果をみると（p.16 参照）、家事の多くは女性が担っていることがわかります。

また、女性が職業を持ち続けられないことの理由について（下図参照）、「仕事と家庭が両立できる制度が不十分だから」が最も高くなっています（51.6%）。次いで、「保育や介護などの施設が整っていないから」（48.8%）「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではないから」（45.7%）となっています。

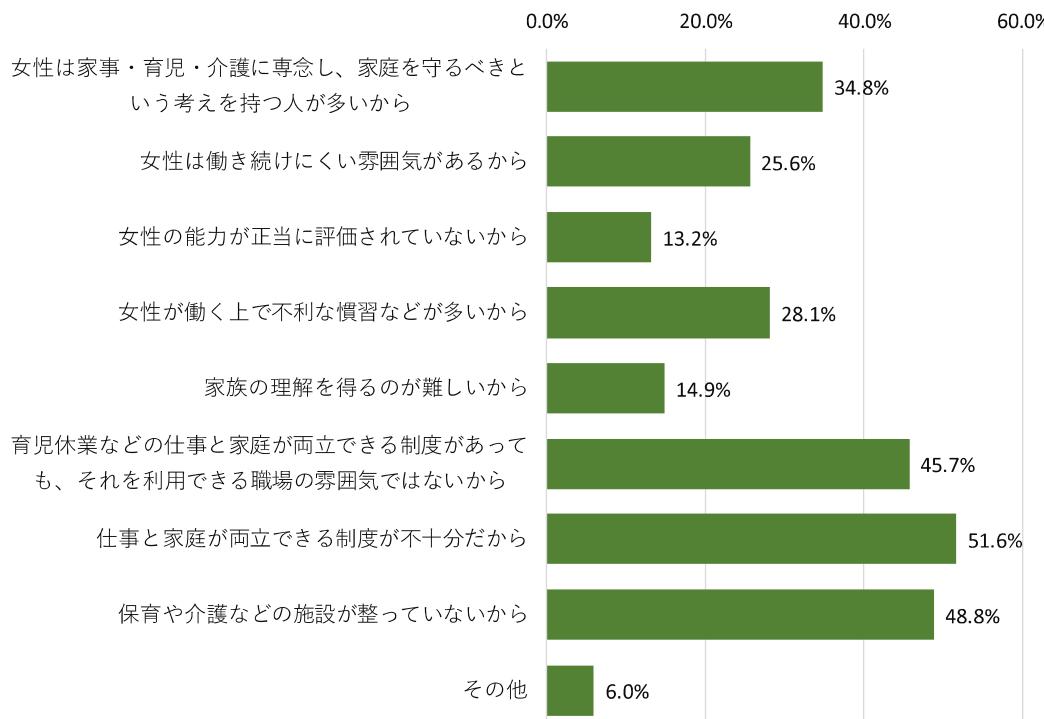
女性が職業を持ち続けられない理由として、人々の意識ということよりも、「制度上の不備」や「制度的環境」を挙げている人の割合が高くなっています。女性にとって働きやすい環境をつくるには、制度面での整備が必要だということになります。

今後、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現していくためには、その基礎となる家庭において、家族が協力し支えあいながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスを充実させていくことが重要です。

育児・介護休業法等の制定や改正により制度は整ってきていているものの、実際には十分に活用されているとはいえない状況にあり、仕事と子育てや介護の両立についての意識啓発を進める必要があります。さらに、育児・介護休業等を取得しやすく、復帰しやすい職場づくり、仕事と家庭生活を両立しやすくする多様な就労形態の普及、長時間労働等の職場優先の意識や働き方の見直し等、だれもが働きながら安心して子育てや介護等の家庭生活を送ることができる環境づくりを進める必要があります。

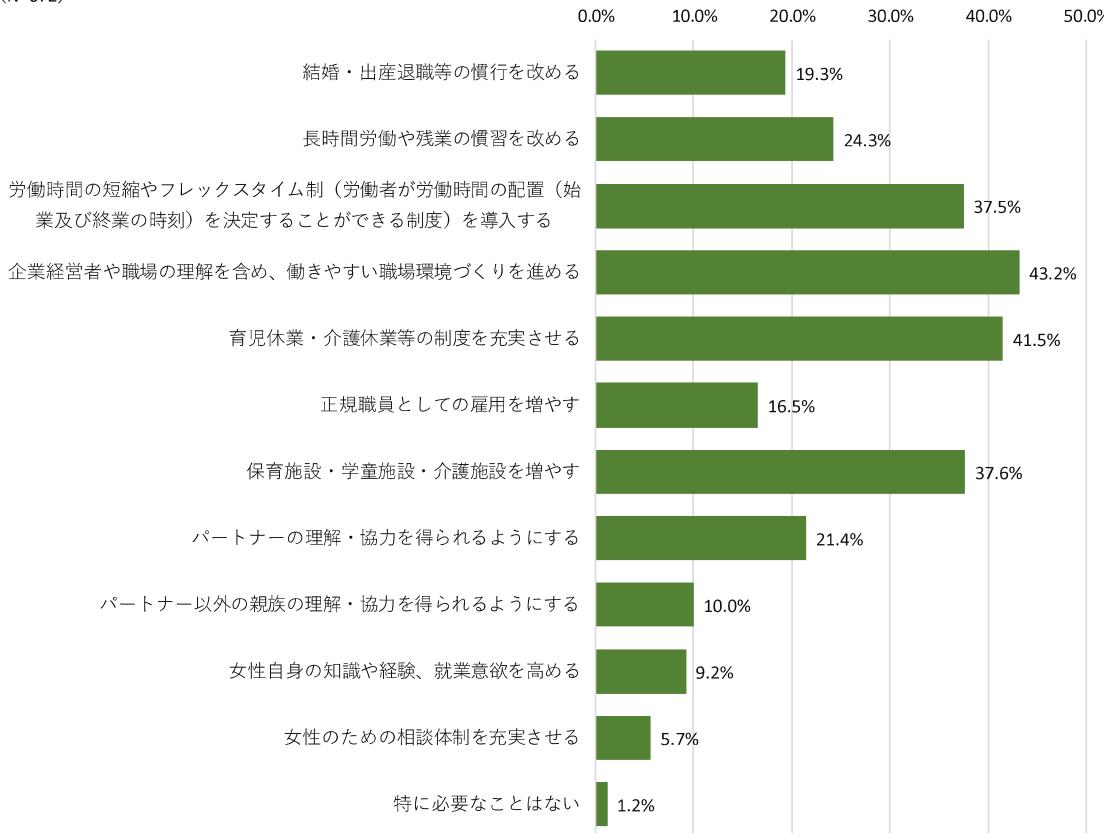
【女性が職業を持ち続けられないことの理由】

全体（N=672）



【女性が退職することなく継続して働くために必要なこと】

全体 (N=672)



【施策の方向性】

(1) 仕事と家庭の両立支援

No	施 策	内 容
50	男女共同の視点による地域への啓発	・広報やホームページ等を通し、本計画の周知や男女共同参画に関する情報を提供し、性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行に気づき、それを見直していくための啓発活動を進めています。
51	子育て支援の促進	・通常保育のほか、延長保育、一時預かり、病後児保育、放課後児童クラブなどの保育サービスを充実させ、子育て世代が社会参画できる環境を整備します。 ・妊娠中の健康管理のための相談・支援、または妊産婦・乳幼児を対象に保健師等が個別に相談・支援を行います。 ・子育てや虐待に関する不安や悩みへのきめ細かな対応を図るため、身近な相談体制を強化します。
52	子育て・介護等に男性が参画しやすくなるための環境整備	・男性が子育てや介護に参画しやすくなるよう、啓発を行います。 ・「介護離職ゼロ」に向けて、事業所、団体に対して介護保険サービスや制度に関する情報提供を行います。
53	女性の就業支援の実施	・女性の再就職や就業の継続等就業に関わる相談を実施します。 ・女性の職場復帰やキャリア形成、子育てと仕事の両立等に関する各種セミナーの情報提供を行います。

主要施策1. 暴力防止対策の推進

【現状と課題】

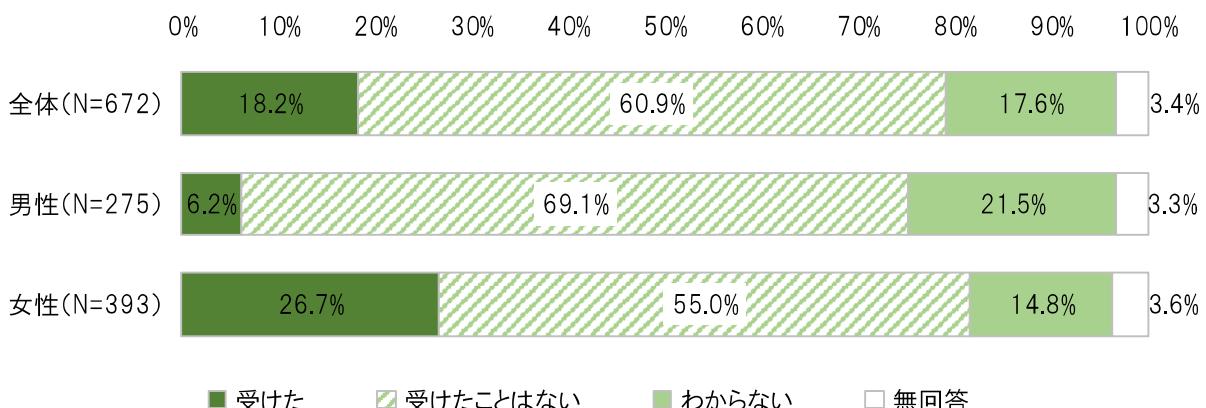
住民アンケート調査では、セクシュアル・ハラスメントの経験の有無について（下図参照）、「受けた」との回答が男性で6.2%、女性で26.7%となっており、女性では4人に1人が「受けた」との回答になっています。また、男女ともに「わからない」との回答も多く、受けた行為が該当するかどうか判断できないためだと思われます。

さまざまなドメスティック・バイオレンス（DV）の経験について（p.45 参照）、『受けた』（「何度もされた」「一、二度された」の合計）ものを見していくと、身体的暴力（「命の危機を感じるくらいの暴行を受けた」「医師の治療が必要となる程度の暴力を受けた」は約2%、性的暴力（「いやがっているのに性的行為を強要された」）は約5%、精神的暴力（「何を言っても無視され続けた」「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」）は約10～20%、経済的暴力（「生活費を渡さないなど、経済的に押さえつけられた」）は約5%、社会的暴力（「交友関係や電話（携帯電話）を細かく監視された」「社会的な活動や就職を制限された」）は約5%となっています。

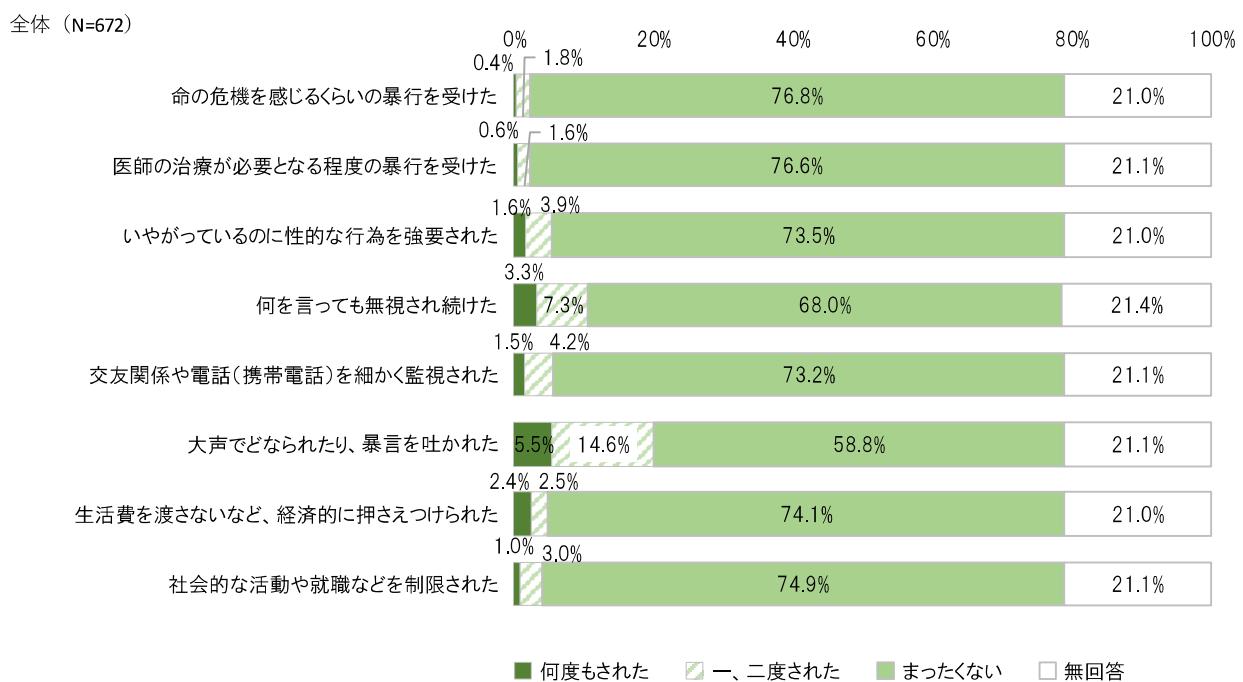
パートナーからの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を推進していくうえで克服すべき重要な課題となっています。そのため、その根絶に向けて、人権教育を中心とした、暴力を容認しない意識啓発を進めていくことが必要となります。

今後も、DV やデート DV、セクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

【セクシュアル・ハラスメントの経験の有無について】



【ドメスティック・バイオレンス (DV) の経験の有無について】



【施策の方向性】

(1) 女性の人権、女性への暴力等に対する社会意識の醸成

No	施 策	内 容
54	意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権や女性への暴力等の問題について、人権尊重意識の啓発を図るための講演会、研修会等を開催します。 ・DV やデート DV 等に対する正しい認識を広めるための情報提供、啓発を行います。

(2) ハラスメント防止対策の推進

No	施 策	内 容
55	職場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。 熊本県の相談窓口（熊本県女性相談センター、総合労働相談センター）の周知を図ります。
56	職場でのパワー・ハラスメント（職権等によるいやがらせ）防止対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> パワー・ハラスメント防止のための啓発を行います。 熊本県の相談窓口（熊本県女性相談センター、総合労働相談センター）の周知を図ります。
57	育児休業等を理由とするハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業等を理由とする不利益な取り扱いをなくすため、事業所におけるハラスメント防止対策の推進について啓発を行います。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止対策の推進

No	施 策	内 容
58	DV やデート DV 防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校、地域において、DV やデート DV の被害者・加害者にならないよう、DV やデート DV の防止等に関する講演会、研修会を実施します。

(4) 虐待の防止に向けた取り組みの推進

No	施 策	内 容
59	児童虐待の防止及び対応	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待を防止し、被害者を救済するため、住民や関係機関への虐待防止に関する啓発を進めています。
60	高齢者虐待の防止及び対応	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止や発見時の通報窓口の普及・啓発、虐待防止に関する研修の実施等、高齢者や障がいのある人に対する虐待防止対策を推進します。 虐待に関する相談については、相談対応マニュアルに基づき、相談支援を行います。
61	障がい者虐待の防止及び対応	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待防止に関する啓発に努めるとともに、迅速で適切な対応ができるよう努めます。

主要施策2．被害者支援の体制の充実

【現状と課題】

住民アンケート調査では、セクシュアル・ハラスメントを受けた際の相談先について（p.48 参照）、「どこ（誰）にも相談しなかった」割合が、男性（52.9%）・女性（43.8%）と最も高い割合となっており、男女ともに相談しづらい現状が伺えます。

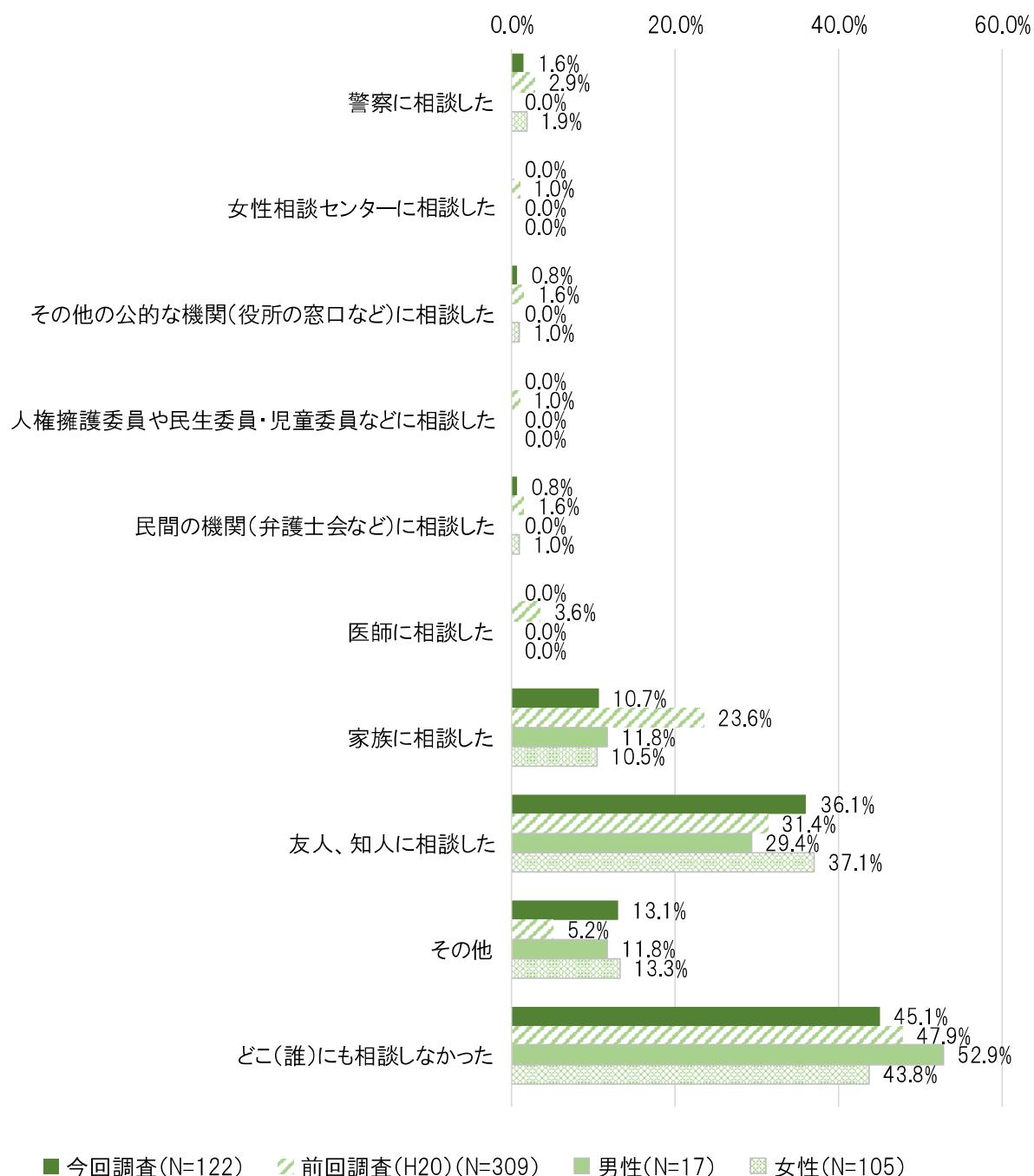
また、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた際の相談先について（p.17 参照）、男性では「相談しようとは思わなかった」が 64.3%、女性では「家族・親戚」が 35.6% とそれぞれ最も高くなっています。男性では「相談しようとは思わなかった」との回答が 6 割を超えており、問題が見えにくい状況になっています。

男女関係なく、DV の被害者が安心して相談でき、迅速に支援に繋げることができる体制を整備することが必要となっています。また、関係機関が連携して、被害者を保護したり、安全な生活場所を提供し、自立支援を行うことも必要となります。

セクハラ、DV 等他人の尊厳を傷付ける暴力については、被害を受けた人が公的機関、専門機関へ相談でき、早急に適切な措置が受けられるようにすることが大切です。また、そのためにも関係機関の連携が必要となります。



【セクシュアル・ハラスメントを受けた際の相談先について】



■ 今回調査(N=122) ▲ 前回調査(H20)(N=309) ■ 男性(N=17) ▲ 女性(N=105)

【施策の方向性】

(1) 相談体制の充実

No	施 策	内 容
62	DV 被害、性的被害に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った相談体制の整備を図ります。 ・DV、セクシュアル・ハラスメント等男女共同参画に関する苦情・相談等が行いやすい窓口の体制づくりを行います。
63	熊本県の相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県の相談窓口（熊本県女性相談センター、熊本県女性総合相談室、性暴力被害者のためのサポートセンター）等の周知を図ります。

(2) 被害者支援の体制の充実

No	施 策	内 容
64	庁内相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全を確保し迅速な対応を行うため、庁舎内及び関係機関で連携し、適切に問題が解決できるよう庁内体制を整えます。また関係職員の研修を充実させ、個人情報の保護など被害者への適切な対応を図ります。
65	被害者の早期発見及び適切な対応の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在化しやすい被害者の早期発見と支援のため、DV 等の各種暴力被害者や発見者が迅速に相談できるよう、広報を通じ相談窓口の周知を図ります。
66	被害者救済のための国・県等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと連携して被害者保護、被害者の自立支援に取り組みます。

計画を進捗管理する指標

基本目標1 対等のパートナーという意識の醸成

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
「固定的役割分担意識」に同意しない割合	アンケート	65.9% (平成30年)	70.0% (令和6年度)
社会通念・慣習・しきたり等において「平等である」と思っている人の割合	アンケート	10.3% (平成30年)	15.0% (令和6年度)
学校教育の場において「平等である」と思っている人の割合	アンケート	55.5% (平成30年)	60.0% (令和6年度)

基本目標2 誰もが社会に参画できる環境整備

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
女性管理職の割合	町資料	6.3% (平成30年)	8.0% (令和6年度)
審議会等への女性の登用割合	町資料	21.5% (平成30年)	24.0% (令和6年度)
自治会長に女性が就任している自治会の割合	町資料	6人 (令和元年)	10人 (令和6年度)
町内などの地域活動において「平等になっている」と感じている人の割合	アンケート	39.4% (平成30年)	45.0% (令和6年度)
子宮頸がん検診受診率	地域保健・健康増進事業報告	27.3% (平成30年)	50.0% (令和3年度)
乳がん検診受診率	地域保健・健康増進事業報告	31.4% (平成30年)	50.0% (令和3年度)
運動習慣のある者の割合 20～64歳	第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画	男性 35.9% 女性 23.8% (平成28年)	男性 40.0% (令和3年度) 女性 30.0% (令和3年度)

基本目標3 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会になっていることに同意する人の割合	アンケート	29.1% (平成30年)	35.0% (令和6年度)
育児を夫婦で分担している人の割合	アンケート	23.8% (平成30年)	30.0% (令和6年度)

基本目標4 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
「セクハラ」を受けた人の割合	アンケート	18.2% (平成30年)	12.0% (令和6年度)
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談しなかった人の割合	アンケート	48.0% (平成30年)	30.0% (令和6年度)

第5章 計画の推進体制

1 庁内推進体制

菊陽町男女共同参画計画の推進にあたっては、三里木町民センターを中心に、全庁的な体制で関連施策を展開していきます。その進捗状況については、町内の関係各課により構成される「菊陽町男女共同参画庁内推進会議」において取りまとめ、広く町民・企業・関係団体に向けて情報提供を行います。

2 町民・企業・地域団体等との連携、協働

男女共同参画社会の実現に向けては、町民一人ひとりが意識をもって言動を心がけることが不可欠です。町民が男女共同参画において自発的な行動を取れるよう、広報・周知を行います。

町民・企業・各種団体からの意見・要望を反映させるため、町内の学識経験者や関係団体、住民代表によって構成される「菊陽町男女共同参画審議会」において関連する問題や課題などを協議し、様々な取り組みに対する内容や方向性の見直しを行います。

「さんさんの会」と行政の連携を基軸として、住民と協働しながら、より実態に即した菊陽町における男女共同参画社会の現実を目指していきます。

3 国・県・近隣自治体等との連携

男女共同参画に関する施策は広範囲にわたり、町単独での実施が難しい施策もあるため、国や県との連携・協力を図ります。さらに、近隣市町等関係機関と情報交換を図りながら、本計画を推進していきます。

資料編

■男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることからかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われな

ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、

- 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講るべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対してても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるものほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。（平成11年6月23日公布）

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。

〔後略〕

■熊本県男女共同参画推進条例

熊本県男女共同参画推進条例
(平成13年12月20日公布、熊本県条例第59号)

前文

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分からち合ひ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあって、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則（第一条～第十四条）

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのもの）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱い（明確な差別の意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に對して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男

女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（県、県民、事業者及び市町村の協働）

第八条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

（県の責務）

第九条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（県民の責務）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第十一條 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第十二条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

（男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止）

第十三条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

（公衆に表示する情報における表現への配慮）

第十四条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第十五条～第二十四条）

（男女共同参画計画の策定等）

- 第十五条** 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

- 第十六条** 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

（職業生活と家庭生活等との両立の促進）

- 第十七条** 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

（農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進）

- 第十八条** 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（県の附属機関の委員の選任における配慮等）

- 第十九条** 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。
- 2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

- 第二十条** 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

- 第二十一条** 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

- 第二十二条** 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

- 第二十三条** 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参

社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第十三条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。
- 3 知事は、第一項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第二項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

（年次報告）

- 第二十四条** 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 熊本県男女共同参画審議会（第二十五条～第二十七条）

（審議会の設置）

- 第二十五条** 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- 一 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - 二 第二十三条第一項の苦情の処理に関する事項
 - 三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

- 第二十六条** 審議会は、委員十人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者の中から知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（専門部会）

- 第二十七条** 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第四章 雜則（第二十八条）

（雑則）

- 第二十八条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十五条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

■菊陽町男女共同参画推進条例

平成 28 年 3 月 22 日
条例第 1 号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいざれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与える、又はその生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別により差別的取扱い(明確な意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会のあらゆる活動を選択する際に、性別による固定的な役割分担に基づく社会制度又は慣習の影響を受けないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町、地域、及び事業者における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようによること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するに当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、社会のあらゆる分野において、基本理念

にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第9条 社会のあらゆる分野の教育に携わる者は、その教育の場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めるとともに、児童、生徒等の発達段階に配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進 (男女共同参画計画の策定等)

第10条 町長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 町長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、第17条に規定する菊陽町男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

4 町長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第11条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制を整備するとともに、町民及び事業者の活動を支援するための推進拠点を整備するほか、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定において必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第13条 町は、町民及び事業者に対して、男女共同参画の推進に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 町は、附属機関等を設置するに当たり、その構

成員に男女の偏りがないよう配慮しなければならない。

(町民及び事業者の活動への支援)

第 15 条 町は、男女共同参画の推進に関する活動を行う
町民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援
を行うものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 町民又は事業者は、町が実施する男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会
の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情
又は相談があるときは、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項に規定する苦情又は相談の申出に関し、
迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、
関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 菊陽町男女共同参画審議会

第 17 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、
審議するため、菊陽町男女共同参画審議会(以下「審議
会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項につい
て調査し、審議する。

(1) 第 10 条に規定する男女共同参画計画に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関
する重要な事項

3 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、
町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一
方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であつて
はならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し、識見を有する者
その他適當と認める者のうちから町長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることがある。

第 4 章 雜則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行
について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

■その他資料

【団体ヒアリング調査結果】

本町の課題や現状を多角的に把握するために住民アンケート調査に加えて、町全体に関連の深い団体へのヒアリング調査を行いました。日頃の活動から見える、本町の男女共同参画の現状を中心に聞き取りを行いました。

(1) 団体ヒアリング調査の概要

■実施概要

調査時期	令和元年 10月～11月
対象団体	<ul style="list-style-type: none">・更生保護女性会・消防団・PTA 協議会・子ども会・地域女性の会・区長会
調査方法	直接対面式によるヒアリング調査
調査内容	<ul style="list-style-type: none">・活動内容・本町における男女共同参画に関するここと

(2) 団体ヒアリング調査結果

【更生保護女性会】

- 男女同権ということは前提として、男女共同参画が大事である。
- 団体活動のなかで、研修を行い、学びを得て、人権の感覚を学んでいる。そこから、一人ひとりは違いを持っているという意識を持ち、どうやって協力しながら社会を作っていくかを考えている。活動のなかでは、女性の方も積極的に主張すること、努力することを求めている。自分の能力を発揮して、認められるということを大切にしている。
- 周りの男性も変化てきており、神社の総代を女性が務めていたこともある。それは、周りの助力を得てできた。そうした意味では、男女が協力して一つのことを作り上げるという意識がある。
- 男性女性、それぞれができること、できないことを認識して、共同で作り上げることが重要だと考えている。ただ、組織のあり方として、男性優位であることは間違いない。
- 自分たちは年を取っているが、若い人たちは自分たちと異なる。若い男性は、動いてくれる。
- 男女のあり方については、制度的な助力はやはり必要である。法制度によって変化することはある。

【消防団】

- 団員は年々減ってきてている。加入する年齢も高くなっている。以前は親が入っていれば子どもも入っていたが、今は子どもの意志が尊重されている。また、自営業の人が減ったこともある。
- 分団の女性団員は1人いる。全国でも女性消防団員の募集が呼びかけられているが、菊陽町では受け入れ側の体制ができていない。そもそも男性の団員でも難しく、女性の勧誘となると非常に難しい。
- 本部機動隊の女性隊員は、独身が多い。そうでないと、できない。隊員であることの長所は、地域の人と話すことや女性同士がつながること。
- 機動隊の中でも男女の意識の齟齬がある。

【PTA協議会】

- 役員の男女比は5：5となっている。
- PTAのあり方としては、現在では「できる範囲でおこなう」という意識が広まっている。以前は違っており、多少犠牲があっても子どものためにという意識があった。しかし、共働きが背景にあり、効率的に行おうとする意識がある。
- 各校区PTAの男女比は、女性が多くなっている。サラリーマンの家庭が多いということもあり、女性が多い。
- 会議の雰囲気は、ぎすぎすした感じはない。ただ、集まって議論する余裕がない。組織に対する執着はなくなっている。昔は、組織に対する愛着があり、それが組織への執着につながっていた。しかし、愛着心、執着心のような感情がなく、子どもをこのように育てたいといった考えがないので、後継者が育たなくなっている。活動の思いを繋げていくことができない。活動が形式化し、活動を維持するのに精いっぱいとなっている。
- 以前に比べて父親の参加が増えてきている。しかし、運動会、授業参観などスポット的なものに限られる。必要最小限のものにしか参加していない。会としては、それ以上の参加を期待している。そのための努力としては、男性が関わってもらえるように、会議を夜にする、会議を短くするなどの工夫をしている。
- 少子化の影響については、以前は兄弟がいて、下の子がいるということでPTAに継続的に関わっていくようになっていた。しかし、ひとりっ子が多くなると、卒業してしまうと組織と関わりが無くなってしまう。
- 男女共同参画について言うと、若い世代に対しては、参画すべきという意識は広がっている。問題は、上が男性ばかりの組織となっていることだと思う。組織に、若い世代に対する受け皿があるかどうか、女性が参画できる受け皿があるかが重要なのだと思う。また、そうした組織に対して、どのような啓発が必要なのか、考えることも必要ではないだろうか。
- 男女共同参画の教育については、学校では、子どもも「さん」で統一している。着替え以外は、「ユニバーサル」（共通）となっている。また、女性の校長先生が多くなってきた。
- 「～らしさ」をなくすが必要。また、「～くせに」という言い方をなくすことが必要。
- 組織として、自発的に男女を半々にしていくなどの努力を試みてもよいのではないか。また、そうしたことを啓発してもいいのではないかと思う。
- 学校以外の場所では、子どもに対して大人が役割を見せる必要がある。

- 男性が女性に対して敬う気持ちがあってもよいと思う。
- 活躍している女性の講演会等を授業でやるべきではないか。
- 女性も積極的に参画する意識を持つようになるべき。また、女性が進んで参画できるような環境（昇進などを促すなど）も必要。誰もが座れる椅子があって、男女どちらも座れる。女性も座ってみようかと思う環境、女性が気負わずに活動できるように環境を整えることが必要。
- 住民対象でもいいので、女性に対するファシリテーション講座、能力を向上させるための講座なんかをやってみることも必要ではないか。そうしたことが地域の力となっていくのではないか。
- 人前で話すのが嫌、女性が一步下がってという意識、そうした意識を変えていく必要がある。

【子ども会】

- 家族内の家事分担についていうと、男性のほうでも、やらなくちゃいけないと思っているけれども、「やってやってる意識」がある。「手伝ってやってる」という意識は、家事の分担ではない。
- 男女共同参画ということに関して言うと、男女の格差はやはりあると思う。子育ては、女性がやっている。子ども会にでてくるのは母親となっている。子どもの教育については、男女関係ないので、男の人が出てきて欲しい。イベントへの男性の参加者と女性の参加者が5割と同じくらいにならいい。
- ただ、入学、卒業式に両親がでてくることも多くなった。
- シングルのお母さんが増えたと感じている。やはり、生活が大変そうだ。父子家庭については、あまり話を聞かない。
- 変化してきたと思うことは、昔は子育てにかかわる組織の長は男性だったが、今は女性となっている。子どもも習い事で忙しく、放課後のあり方も変化してきている。
- これから子ども会は、子どもたちが楽しめるよう様々なことをしていくみたい。子どもたちのコミュニケーションが活発となるような、そうしたことができるような場にしたいと思っている。そのためには、加入しているひとたち全員が参加でき、全員で意見が言えるような雰囲気にする必要がある。そこでは、男女という性差はあまり関係ない。ただ、「男性の目線」「女性の目線」をうまく合わせながら、より良いものを作っていくことが必要だと考えている。

【地域女性の会】

- 活動内容は、食育、パトロール、交通安全、青少年教育、バザー（リサイクル）の売上を小中学校に寄付、社会福祉協議会への寄付、屋久島町との交流などを行なっている。会の活動は、震災などの非常時に必要なものだと理解できた。昔は地区ごとに支部があったが、現在は個人会員によるグループでの加入が多くなっている。
- 男女のあり方は変化してきている。PTAに父親がでてくる。男性が育休を使っている。会社の忘年会も保育園関係で休むこともある。時代が変わった感覚がある。これについては、いいことだと思う。
- 地域女性の会は、女性の代表として活動している。地域の団体は、ほとんど男性がメインとなっている。こうしたなかで、女性目線で意見を言えることは重要である。障がい者、介助者との繋がり

のなかで、女性の立場で考えるようになった。社会的弱者に寄り添うことのできる女性の視線は、社会的にも非常に重要なものだと考えている。

【区長会】

- 男女共同参画ということについて言うと、そうしたことを意識しながら生活している人は少ない。男女共同ということを意識していないのが実態ではないか。男女共同参画というが、理想にはほど遠い。生活に追われて、考える暇がない。男女関係なく、仕事をやらなくてはいけないという現実がある。
- 自治会でも男女共同参画の話はしない。
- 男女の間に能力の差はないと思う。しかし、力仕事など、男性にとって適した役割というものはあるし、女性にとって適した役割というものもある。そこを踏まえた上で男女共同参画のPRが必要なのではないか。しかし、若い人の中では分業することが当たり前となっている。
- 男女共同参画を中心で推進しているのは、結局男性となっているのではないか。だから女性のほうもついていけないものとなっているのではないかだろうか。
- そもそも「男女共同参画」とはなにからスタートしなければいけないと思う。この言葉の意味が広まっていないと感じる。
- 男女共同参画ということについては、制度と現場との間に大きな離がある。その齟齬を埋めるには、現場のなかで考える必要がある。そのためには、現場の人間が声を上げないと想えている。

【事業所アンケート調査結果】

本計画策定にあたって、町内の事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。アンケートは町内の事業所 100 件にアンケート票を送り、メールか FAX で回収しました。調査の結果は、本計画を策定するにあたり、貴重な意見として参考としました。

ここに結果の概要を資料として、掲載します。

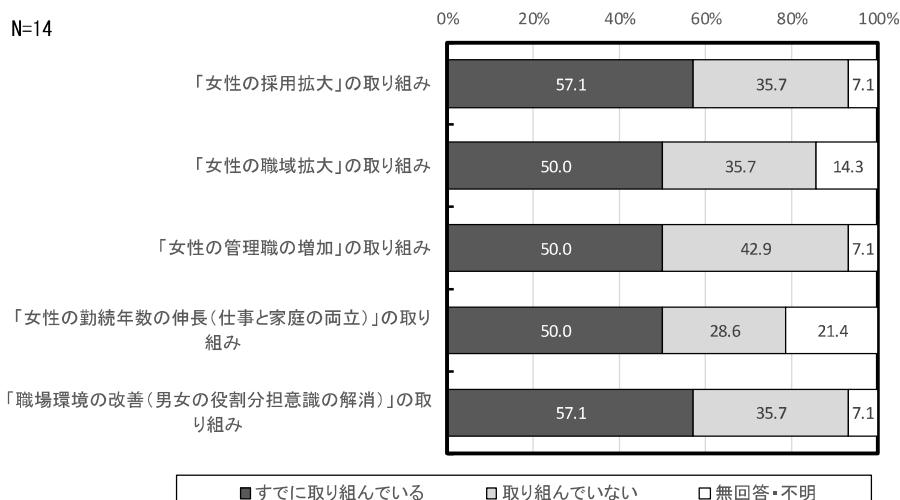
(1) 事業所アンケート調査の概要

- 調査対象：町内の事業所（「従業員 10 人以上の事業所」、「従業員 10 人未満の事業所」に分けて調査）
- 配布数：100 件
- 回収数：17 件（10 名以上の事業所：14、10 名未満の事業所：3）
- 有効回答率：17%
- 調査内容
 - ・事業所の状況
 - ・女性の活躍促進のための取り組みについて
 - ・ワーク・ライフ・バランスについて

(2) アンケート結果の概要

① 女性を積極的に採用・登用するための取り組みについて

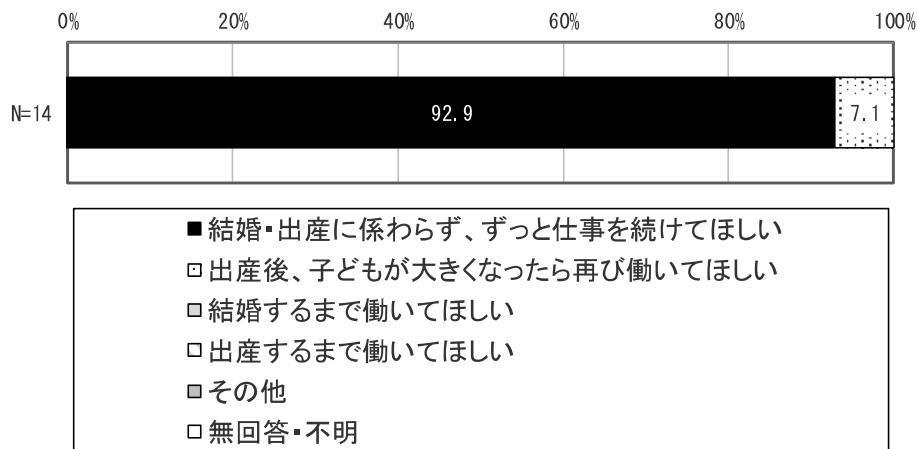
女性を積極的に採用・登用するための取り組みでは、どの取り組みも約半数が「すでに取り組んでいる」と回答しています。



※サンプルは、従業員 10 人以上の事業所

② 女性社員の働き方に対する希望について

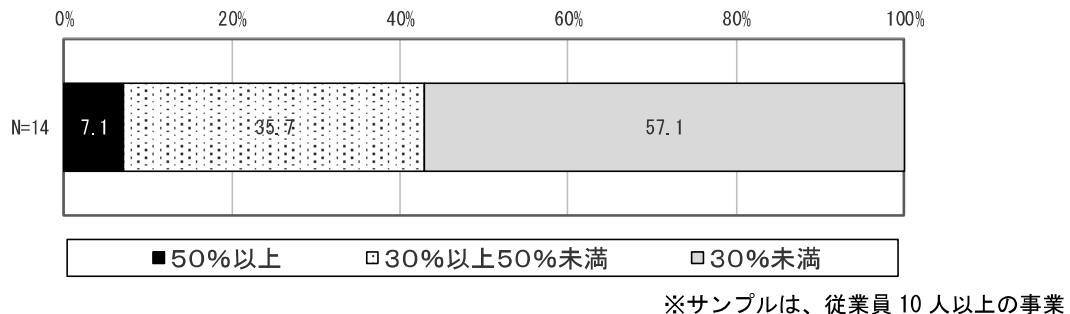
「結婚・出産に係わらず、ずっと仕事を続けてほしい」が 92.9%となっています。



※サンプルは、従業員 10 人以上の事業

③ 従業員の有給休暇取得率について

「30%未満」が 57.1%を占めています。「30%以上 50%未満」が 35.7%、「50%以上」が 7.1%で続いています。

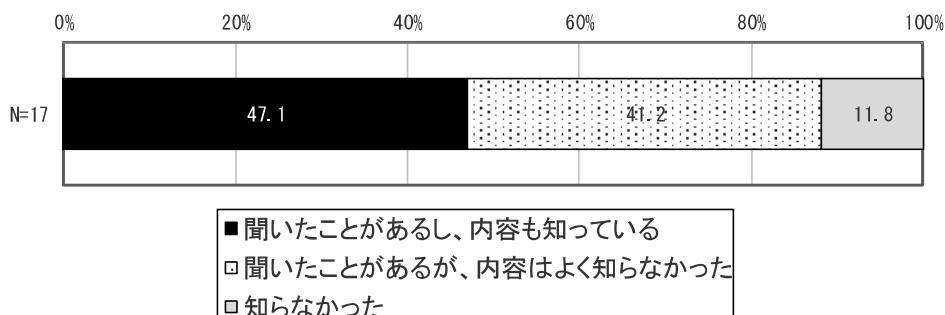


※サンプルは、従業員 10 人以上の事業

(2) ワーク・ライフ・バランスについて

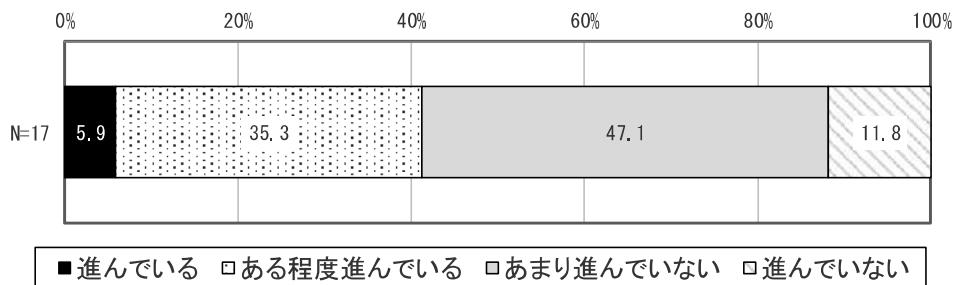
① 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の意味について

「聞いたことがあるし、内容も知っている」が 47.1%で最も高くなっています。次いで「聞いたことがあるが、内容はよく知らなかった」が 41.2%、「知らなかった」が 11.8%で続いています。



② ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて

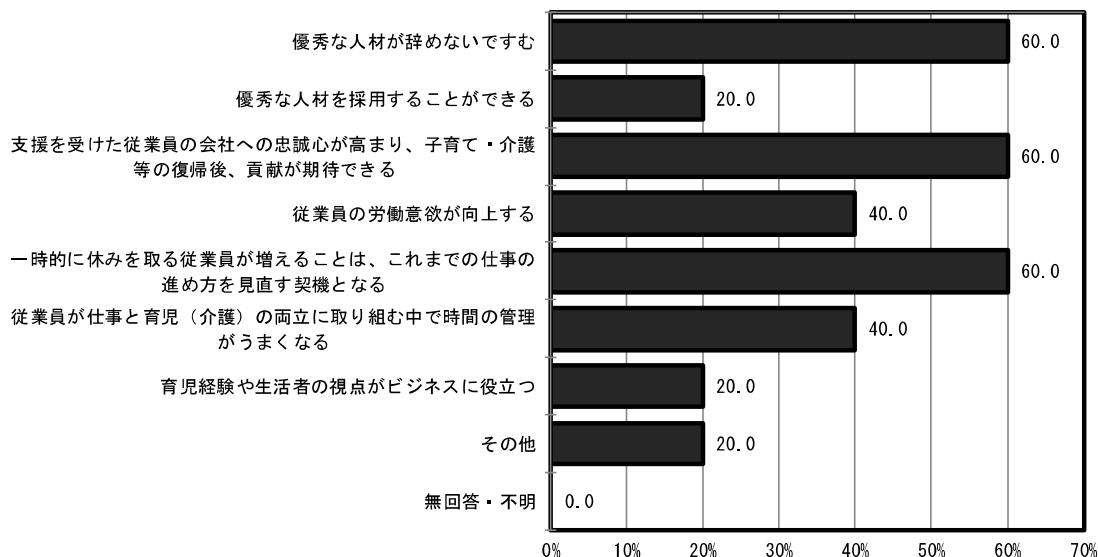
「あまり進んでいない」が 47.1% で最も高くなっています。次いで「ある程度進んでいる」が 35.3%、 「進んでいない」が 11.8% で続いています。



③ ワーク・ライフ・バランスのメリットについて

「優秀な人材が辞めないですむ」、「支援を受けた従業員の会社への忠誠心が高まり、子育て・介護等の復帰後、貢献が期待できる。」、「一時的に休みを取る従業員が増えることは、これまでの仕事の進め方を見直す契機となる」が 60.0% となっています。「従業員の労働意欲が向上する」、「従業員が仕事と育児（介護）の両立に取り組む中で時間の管理がうまくなる」が 40.0% となっています。

N=5

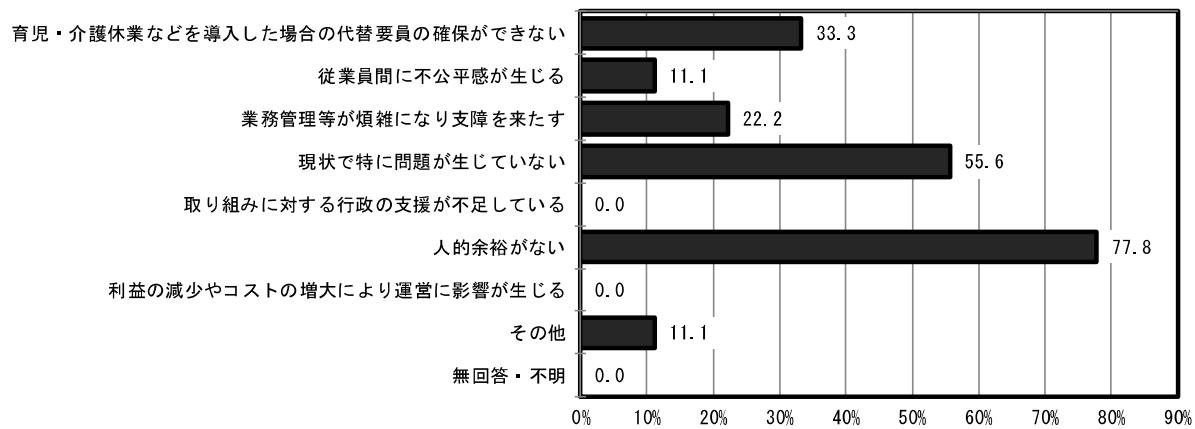


※サンプルは、従業員 10 人以上の事業所でワーク・ライフ・バランスの取り組みが進んでいると回答した事業所

④ ワーク・ライフ・バランスが(あまり)進んでいない理由について

「人的余裕がない」が77.8%で突出しています。

N=9



(3) 男女共同参画の推進について

① 女性の働き方やワーク・ライフ・バランスの推進に関する自由意見

【貴社について】

(従業員10人以上の企業)

- 元々女性の多い業種のため、雇用などは問題ないと考えております。ただし、出産や育児で空いたスタッフの補充は育成に時間がかかること、スタッフ募集もなかなか集まらないことなどから実現が難しい。また、お客様の時間に合わせたスケジュールのため、育児をしながらの勤務が難しいので、本人が復帰を望まないことが多い。
- 仕事の平準化による業務負荷バランスの確保
- 女性は結婚、出産で大きく生活スタイルが変化するため、それを期に退職する方も少なくはありません。当社では、育児短期制度の取得率は高いと思いますが、その分必要な人材の確保が困難で現場に負担がかかっています。人手がほしい時間に人がいない状況があります。

(従業員10人以下の企業)

- 育児・介護休暇の周知だけでなく、休暇を取得しやすい職場環境の整備と取得後の職場復帰のフォローワーク体制の整備の推進が必要。

【企業（社会全体）において】

(従業員10人以上の企業)

- 働き方改革と中小企業の実態とのギャップが大きく、対応に苦慮する場面が多く、厳しい状況が続いている。

(従業員 10 人以下の企業)

- 各企業において、事業規模ごとに推進の状況は違っているが、以前の状況よりも今が改善していると従業員が思えるような企業が増え、そのことを広く周知できるようになればさらに推進するよう思う。

■菊陽町男女共同参画審議会名簿

	氏 名 (敬称略)	性別	所属団体等名(平成 31 年 4 月 1 日現在)
1	オオエ マサアキ 大江 正昭	男	熊本学園大学元教授
2	ムラマツ ヨウコ 村松 陽子	女	教育委員
3	クボタ アキオ 久保田 昌生	男	前区長会長
4	サカイ メグミ 酒井 恵	女	地域女性の会
5	エトウ ミナコ 衛藤 美直子	女	人権擁護委員
6	ムラカミ ミドリ 村上 緑	女	更生保護女性会
7	キタノ ムツミ 北野 瞳	女	町PTA連絡協議会
8	オカモト フサコ 岡本 房子	女	菊陽町商工会女性部
9	ヨシオカ イツヨ 吉岡 逸代	女	菊池地域農業協同組合菊陽中央支所女性部
10	タナカ タケシ 田中 健	男	保育園園長
11	ニワタ タカオ 庭田 孝男	男	菊陽町男女共同参画さんさんの会
12	クマガイ カズノブ 熊谷 和信	男	保護司

第2期菊陽町男女共同参画計画

発行年月 : 令和2年3月

発行 : 菊陽町

編集 : 菊陽町三里木町民センター

〒869-1101

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 2962 番地 2

電話 : 096-232-5536

ファックス : 096-232-5595
